

第4次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画

～地域防犯推進・犯罪被害者等支援～

4th Sapporo City Basic Plan for Creating a Safe and Secure City Free of Crime



札幌市

はじめに

私たちのまち「札幌」が、魅力と活力にあふれ、将来にわたって誰もが安心して生活を送ることができるまちであり続けるためには、市民の安全・安心を脅かす犯罪を未然に防ぐ取組を推進し、日常生活に潜む「犯罪を誘発する機会」を減らしていくとともに、犯罪被害者等に対しては、適切な支援の実施に加え、社会全体で支えていく機運を高めていく必要があります。

そのため、平成22年(2010年)3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、その後、犯罪情勢の変化や市民意識の実態などに対応するため5年ごとに改訂を重ね、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指してまいりました。

地域の防犯力の向上は、市民の皆様のご理解とご協力なくして実現は不可能です。これまで札幌市では、子ども110番の家実施団体への支援や、町内会における防犯カメラ設置補助など、地域の自主的な活動を後押ししてまいりました。また、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」や「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の制定など、社会的要請に応える取組についても着実に実施してきたところです。

計画に基づく取組を進めていく中、札幌市の刑法犯認知件数は減少を続け、令和3年(2021年)には、平成以降の最大件数である平成13年(2001年)から約8割減少いたしました。しかしながら、令和4年(2022年)から増加に転じており、市民の平穏な生活を奪う犯罪は現在も後を絶ちません。特に近年は、特殊詐欺の手口の巧妙化やSNS等を悪用した犯罪の増加に加え、闇バイトによる犯罪行為が社会問題化するなど、新たな課題も浮き彫りになっています。

また、犯罪被害者等に対する支援として、令和2年(2020年)8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害によって被る経済的負担の軽減を図るための支援を実施してまいりました。さらに、令和7年(2025年)2月には、札幌市における犯罪被害者等支援に関する基本理念等を定めた「札幌市犯罪被害者等支援条例」を制定し、新たな一歩を踏み出したところです。

こうした昨今の犯罪情勢等から明らかになった課題や犯罪被害者等支援をめぐる新たな動きを踏まえ、この度「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定しました。本計画では、「子どもの安全」と「高齢者の安全」を重点テーマに設定し、関係機関・団体等と連携した取組を進めてまいります。また、犯罪被害者等支援に関しては、これまでの取組に加え、犯罪被害者等の支援の重要性をより強力に社会へ発信し、市民や事業者の理解促進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見等をいただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年(2025年)3月

札幌市長 秋元克広



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪	1
3 基本的な考え方	3
(1) 安全で安心なまちづくり	3
(2) 犯罪被害者等支援	4
4 計画の期間	4
5 計画の位置付け	5
第2章 犯罪の現状と課題	6
1 犯罪の状況	6
(1) 刑法犯認知件数等の推移(全国と札幌市)	6
(2) 包括罪種別認知件数の推移	7
(3) 子どもの犯罪被害状況	9
(4) 女性の犯罪被害状況	10
(5) 高齢者の犯罪被害状況	11
(6) 特殊詐欺被害状況	12
(7) 交通事故(人身事故)の発生状況	13
2 市民意識の実態	14
(1) インターネットアンケートの概要	14
(2) インターネットアンケートの回答結果	14
3 第3次計画の検証	23
(1) 成果指標の達成状況	24
(2) 重点テーマの達成状況	25
(3) 各基本方針の主な取組結果	27
4 第3次計画の総括と方向性	32

第3章 計画の構成	34
1 基本目標	34
2 基本方針と基本施策	34
(1) 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する 関心を高める	34
(2) 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	35
(3) 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	36
(4) 基本方針4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう 関係機関等と連携・協力して支援する	37
3 重点テーマ	38
4 成果指標	39

第4章 計画体系と取組	40
1 計画体系	40
2 基本施策ごとの主な取組	43
(1) 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する 関心を高める	43
(2) 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	48
(3) 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	53
(4) 基本方針4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう 関係機関等と連携・協力して支援する	56

第5章 計画の推進体制	59
--------------------	----

資料編	60
------------	----

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例※（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）を施行しました。

※令和7年（2025年）4月から「札幌市安全で安心なまちづくりに関する条例」に名称変更

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、令和2年（2020年）5月に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。

第3次計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間であることから、令和7年度（2025年度）以降も、安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定するものです。

なお、本計画は、安全・安心条例に基づく地域防犯の推進に関する計画と、新たに制定された「札幌市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第4号。以下「犯罪被害者等支援条例」といいます。）」に基づく犯罪被害者等に対する支援に関する計画から構成される基本計画です。

2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む。）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とい

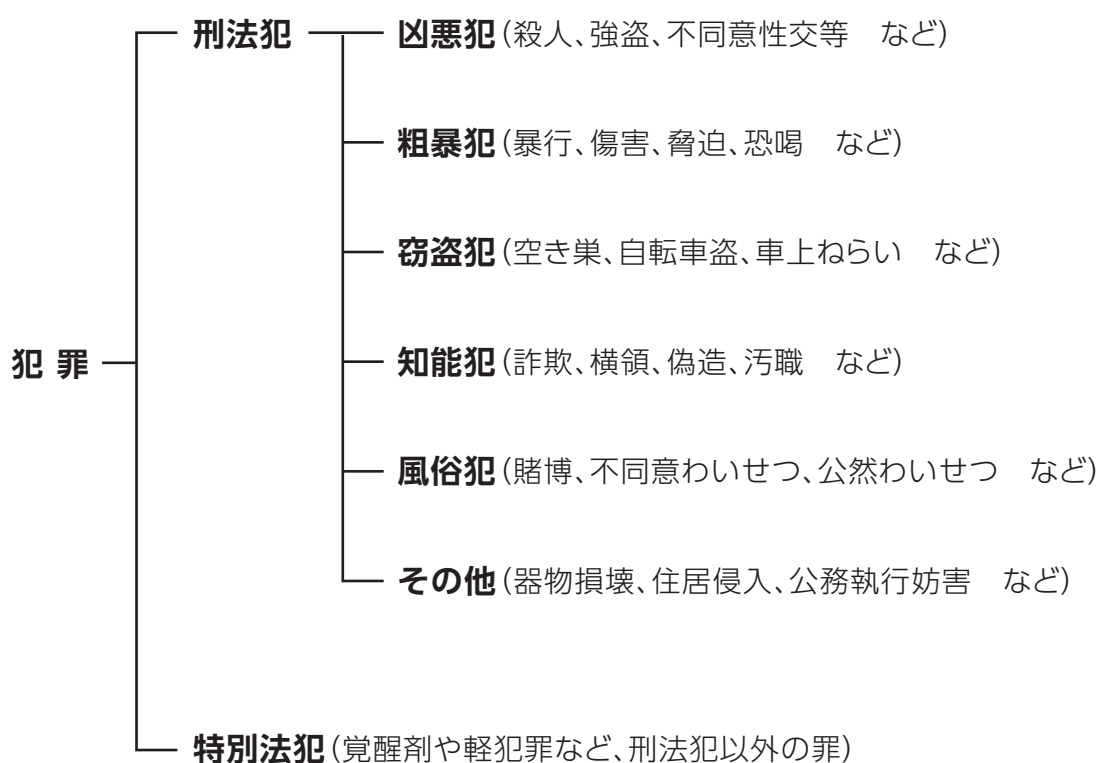
います。)などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、本計画においてこれらの対策を関連する取組として位置付けます。

なお、犯罪被害者等に対する支援に関しては、害を被ることとなった犯罪等の種別による制限はなく、個別具体の施策ごとにその対象者を適切に設定していくこととしています。

<主な関連計画>

- ・第4次札幌市消費者基本計画
- ・第3次札幌市児童相談体制強化プラン
- ・第5次男女共同参画さっぽろプラン など

<犯罪の分類^(注)>



(注) 刑法の改正により、令和5年(2023年)7月から強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更

3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数^{※1}の大部分を占める窃盗犯などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

また、「犯罪を誘発する機会」は、インターネット上にも潜んでおり、SNS^{※2}の利用を起因として事件や犯罪に巻き込まれることもあります。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

加えて、インターネット上の「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、インターネットやSNSなどのツールを悪用する者との接触をしないよう、安全に利用するための情報を広く市民に提供することが有効であると考えられます。

このように、市民の日常活動の支援、環境の安全性を高めるまちづくりの推進及びインターネット・SNSの安全利用に関する情報提供の実施等により「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。

そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全^(注)などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(注) 札幌市における交通関係事犯を減らすための取組は、北海道交通安全計画【札幌市版】に基づき推進

※1 認知件数
警察において発生を認知した事件の数

※2 SNS
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があること等が基本理念として示されています。

さらに、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

札幌市では、これまで、安全・安心条例において犯罪被害者等の支援に関する事項を定め、施策を進めてきたところですが、令和7年（2025年）2月に新たに、犯罪被害者等の支援に特化した、犯罪被害者等支援条例を制定しました。

本条例では、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、札幌市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図り、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

なお、犯罪被害者等基本法と同様、本条例においても、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義しており、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による制限はなく支援の対象としています。そのため、個別具体の施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくこととしています。

4 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

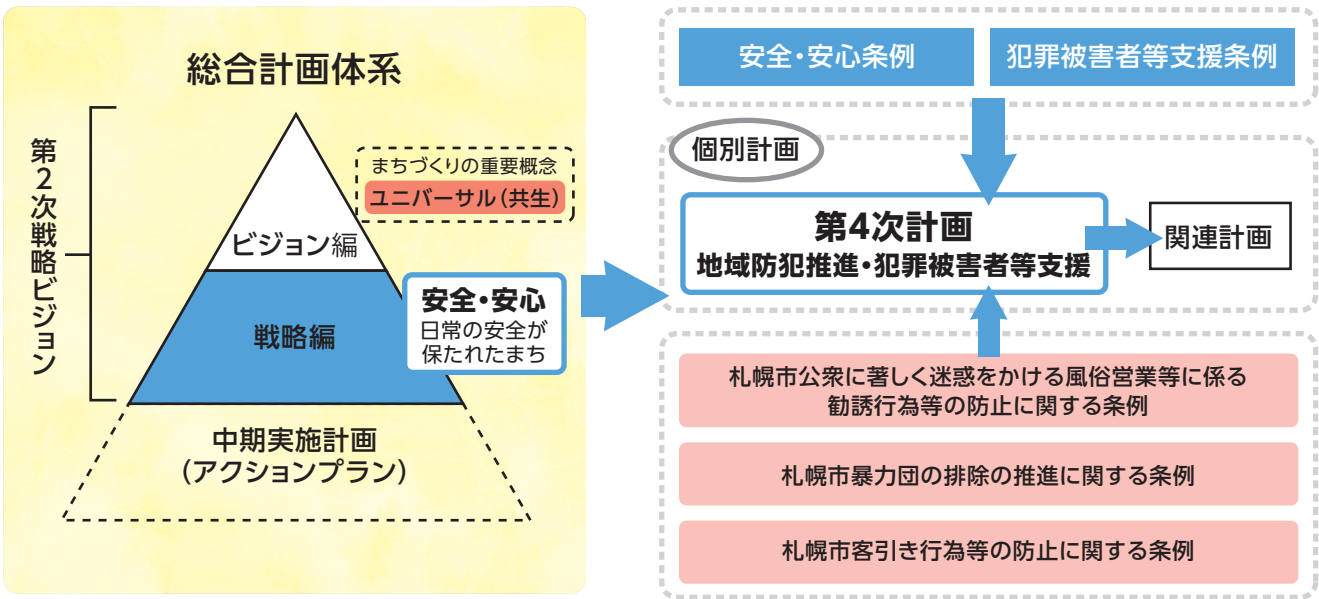
なお、期間中に関係法令の改正や犯罪情勢等に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の位置付け

本計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下「第2次戦略ビジョン」といいます。）」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

第2次戦略ビジョン（ビジョン編）では、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル（共生）」を位置付け、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず「誰もが互いのその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現に向けた取組を進めていくこととしています。本計画では、犯罪被害者等支援などの分野において、「ユニバーサル（共生）」の視点を踏まえた取組の推進を図っていきます。

また、誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）の理念を踏まえ、本計画の推進に取り組んでいきます。



第2章

犯罪の現状と課題

1 犯罪の状況

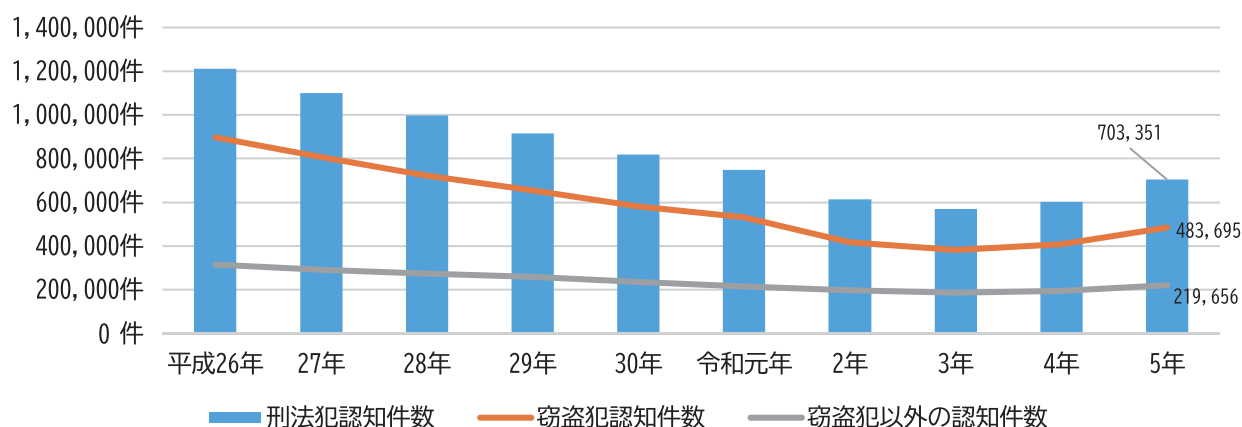
(1) 刑法犯認知件数等の推移(全国と札幌市)

令和5年(2023年)の全国における刑法犯認知件数は、703,351件と平成14年(2002年)をピークに減少していましたが、令和4年(2022年)から増加に転じました。

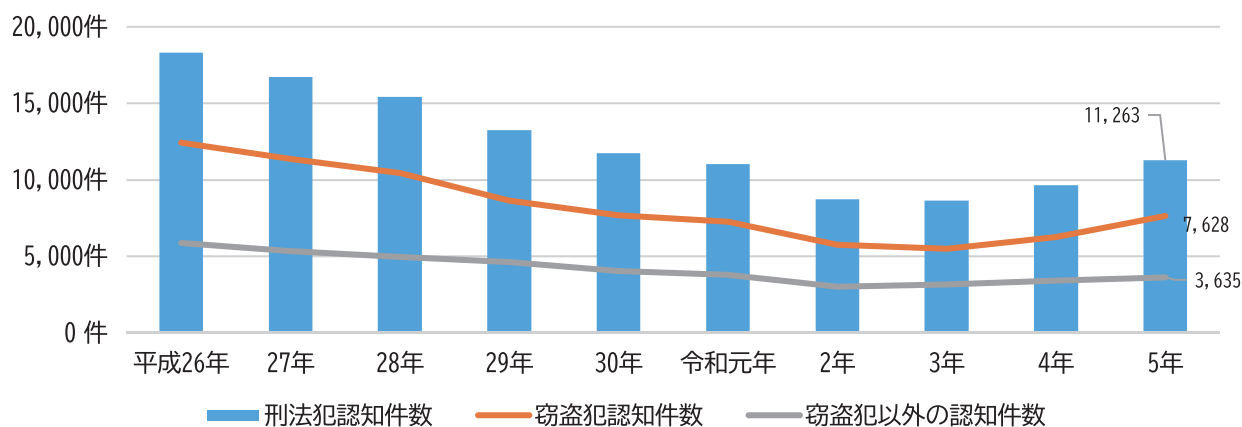
この傾向は札幌市においても同様で、札幌市における令和5年(2023年)の刑法犯認知件数は11,263件と、平成13年(2001年)をピークに減少が続き、令和4年(2022年)から増加に転じました。平成13年(2001年)のピーク時と比較すると、刑法犯認知件数は約7割減少しています。

※本章における各種犯罪統計は北海道警察の提供による

(図1) 全国の刑法犯認知件数



(図2) 札幌市の刑法犯認知件数



(2) 包括罪種※3別認知件数の推移

令和5年(2023年)における札幌市の包括罪種別認知件数は、窃盗犯が全刑法犯の67.7%を占めています。また、前年と比較して知能犯以外の刑法犯が増加しています。

窃盗犯の主な手口は自転車盗であり、約4割を占めています。また、粗暴犯では暴行が、風俗犯では不同意わいせつが増加傾向にあります。

(表1)札幌市の包括罪種別認知件数 (単位:件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
窃盗犯	12,427	11,351	10,451	8,628	7,686	7,273	5,734	5,489	6,258	7,628
凶悪犯	88	69	77	68	69	45	51	57	71	92
粗暴犯	1,014	925	1,079	1,278	1,248	1,190	968	1,103	1,381	1,551
知能犯	506	514	414	441	375	407	329	377	481	380
風俗犯	503	564	453	479	391	355	284	225	219	255
その他	3,757	3,279	2,948	2,343	1,949	1,777	1,378	1,382	1,240	1,357
合 計	18,295	16,702	15,422	13,237	11,718	11,047	8,744	8,633	9,650	11,263

(表2)窃盗犯の手口別認知件数 (単位:件)

手口	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
侵入盗	1,225	1,708	1,348	884	647	666	495	300	339	289
ひったくり	33	23	16	19	14	10	4	4	9	8
車上ねらい	1,113	551	1,002	729	601	418	207	190	201	199
自転車盗	4,256	3,961	3,095	2,693	2,406	2,371	1,800	1,688	2,602	3,365
その他	5,800	5,108	4,990	4,303	4,018	3,808	3,228	3,307	3,107	3,767

※3 包括罪種
刑法犯を罪種の類似性などから、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類に分類したもの

(表3) 粗暴犯の手口別認知件数

(単位:件)

手口	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
凶器準備 集合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行	571	510	605	808	842	784	615	736	899	980
傷害	360	353	392	400	338	331	288	290	386	443
脅迫	42	44	58	56	55	57	52	64	79	95
恐喝	40	18	24	14	13	18	13	13	17	33

(表4) 風俗犯の手口別認知件数

(単位:件)

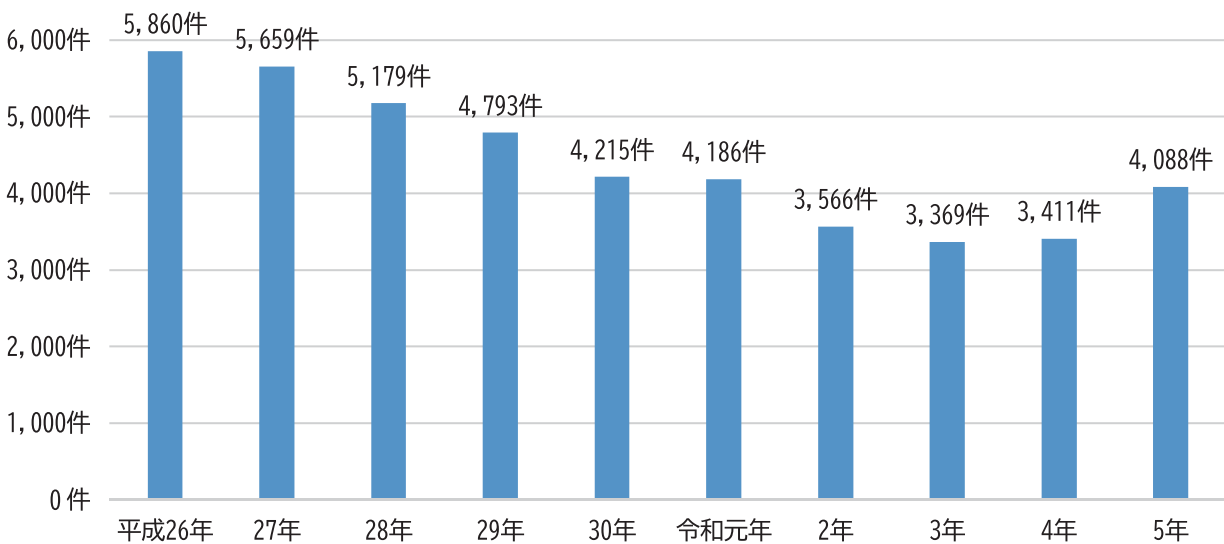
手口	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
賭博	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0
不同意 わいせつ	115	150	99	87	74	70	79	74	69	85
公然わいせつ・ 頒布等	384	414	354	392	317	285	203	151	150	123
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47

(3) 子どもの犯罪被害状況^(注)

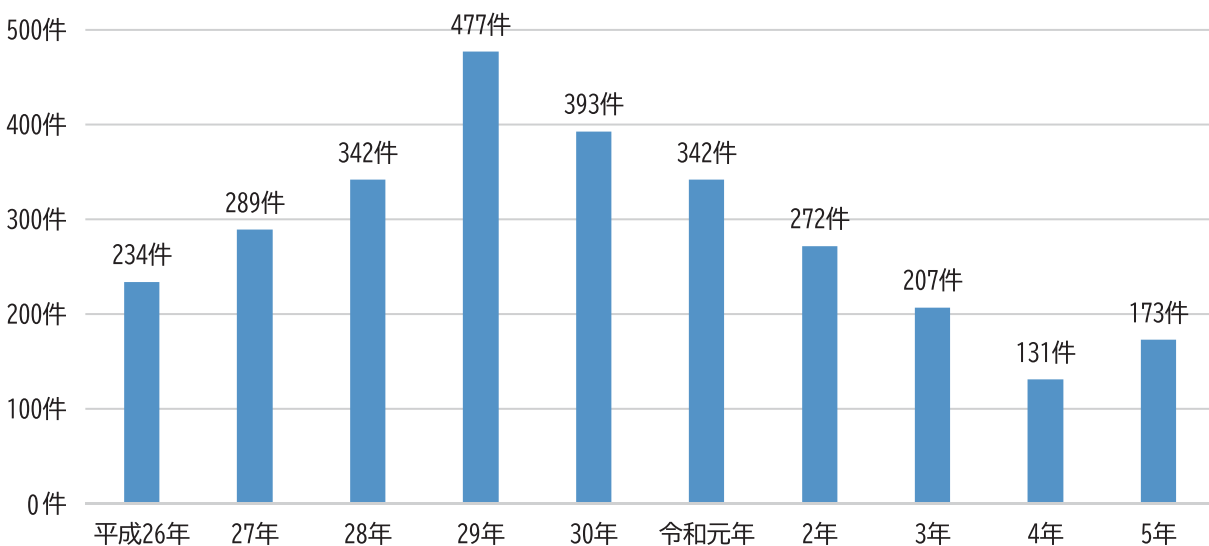
札幌市における子どもの被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和4年(2022年)から増加に転じました。

(注) 刑法の改正により、令和5年(2023年)7月から「子ども」の定義を13歳未満から16歳未満に変更

(図3) 子どもの犯罪被害状況



(図4) 子どもの前兆事案^{※4}状況

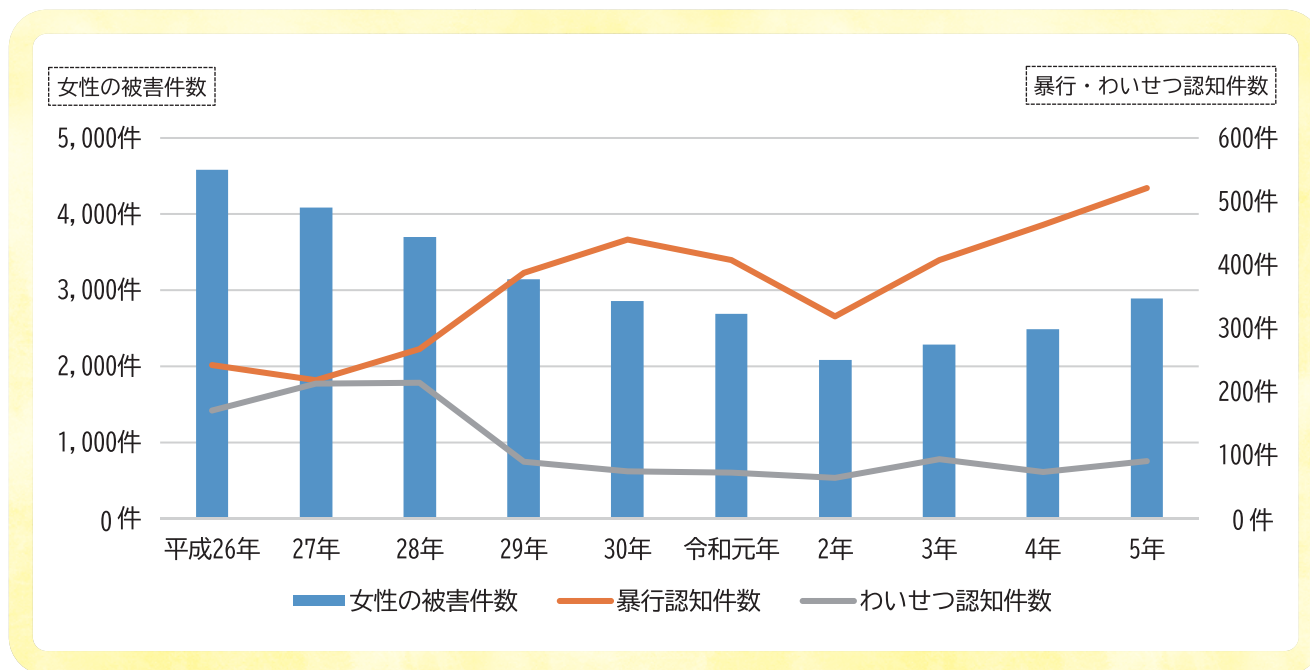


※4 前兆事案
凶悪犯罪や性犯罪などの前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい」などの行為のこと

(4) 女性の犯罪被害状況

札幌市における女性の被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和3年(2021年)から増加に転じました。わいせつ被害は横ばいで推移していますが、暴行被害が増加傾向となっています。

(図5) 女性の犯罪被害状況



(表5) 女性の犯罪被害状況

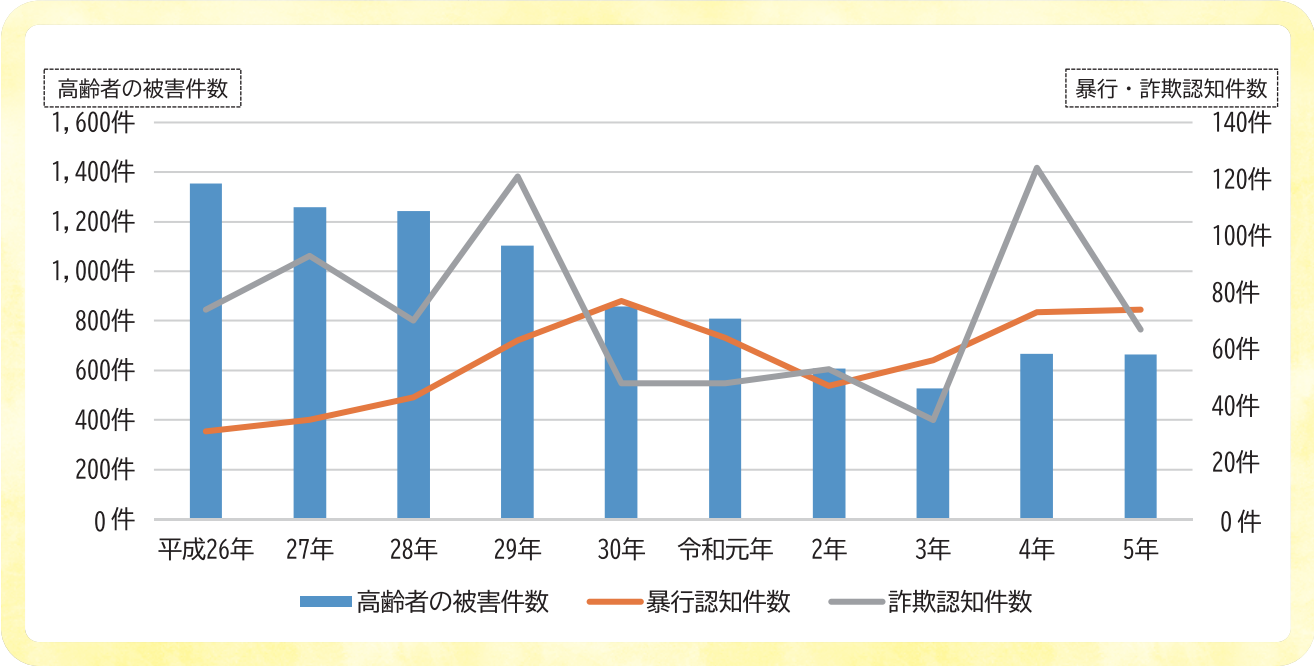
(単位:件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	4,581	4,085	3,700	3,140	2,859	2,690	2,079	2,289	2,486	2,892
暴行	242	218	267	387	440	407	319	407	463	521
不同意わいせつ・公然わいせつ	170	213	214	89	74	72	64	93	73	90

(5) 高齢者の犯罪被害状況

札幌市における高齢者の被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和4年（2022年）から増加に転じました。暴行被害が増加傾向となっているほか、詐欺被害が令和4年（2022年）に急増しています。

(図6) 高齢者の被害状況



(表6) 高齢者の犯罪被害状況

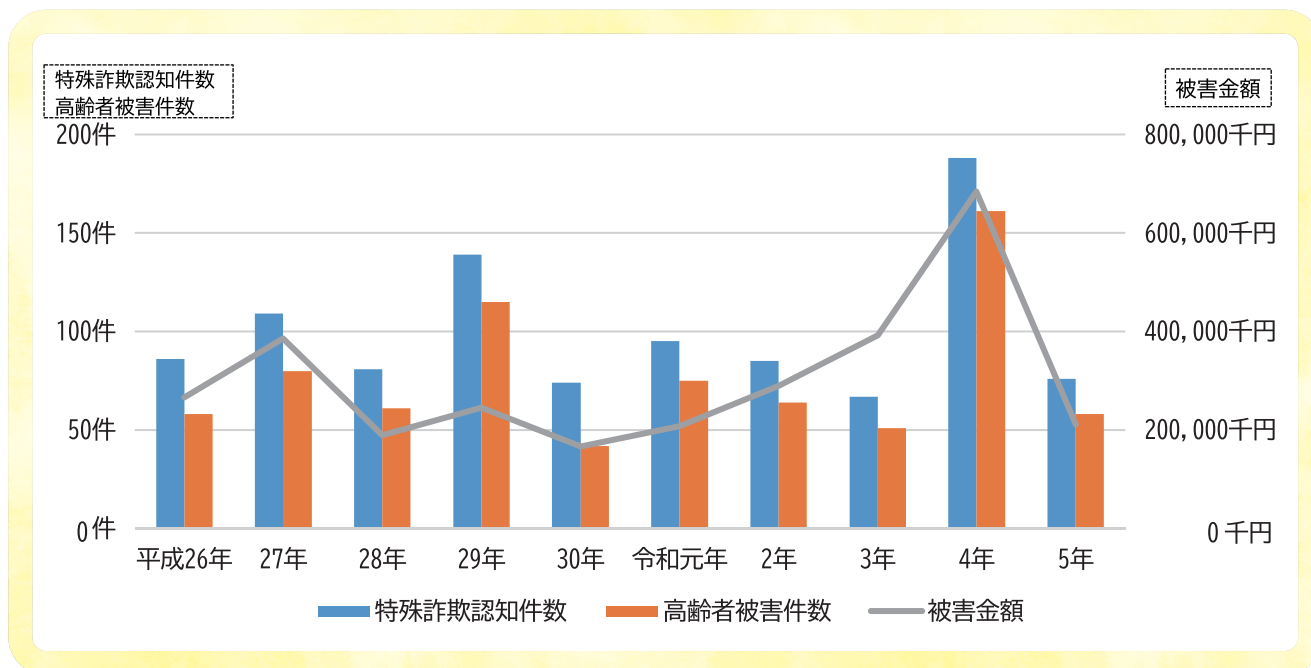
(単位：件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	1,354	1,259	1,243	1,103	859	808	607	527	667	665
暴行	31	35	43	63	77	64	47	56	73	74
詐欺	74	93	70	121	48	48	53	35	124	67

(6) 特殊詐欺※⁵被害状況

札幌市における特殊詐欺被害は、年間80件程度で推移しており、認知件数のうち約70～80%の被害が高齢者となっています。令和4年（2022年）が認知件数、被害金額ともに最も多く、認知件数が188件、被害金額が約6億8,000万円でした。

(図7) 特殊詐欺の被害状況



(表7) 特殊詐欺被害の認知件数

(単位: 件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	86	109	81	139	74	95	85	67	188	76
高齢者被害件数	58	80	61	115	42	75	64	51	161	58

(表8) 特殊詐欺被害の被害額

(単位: 千円)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害額	266,359	385,922	189,327	245,258	166,588	207,198	290,063	392,342	684,023	212,084

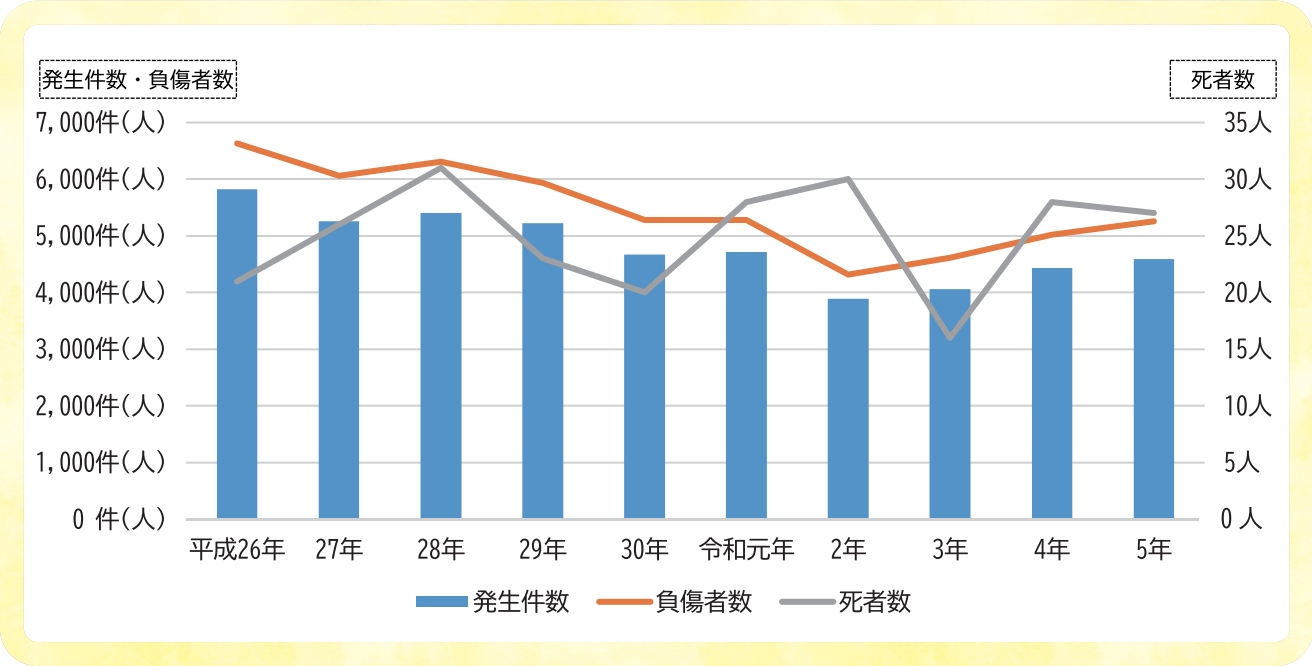
※5 特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称

(7) 交通事故(人身事故)の発生状況

札幌市における交通事故(人身事故)発生件数は平成12年(2000年)の12,410件をピークに減少傾向が続いていましたが、令和3年(2021年)から増加に転じ、令和5年(2023年)は4,592件となっています。また、令和5年(2023年)の負傷者数は5,256人、死者数は27人でした。

(図8) 交通事故(人身事故)の発生件数、負傷者数及び死者数



(表9) 交通事故(人身事故)の発生件数

(単位:件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
発生件数	5,819	5,253	5,407	5,223	4,675	4,721	3,893	4,061	4,428	4,592

(表10) 負傷者数及び死者数

(単位:人)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
負傷者数	6,631	6,062	6,307	5,930	5,282	5,282	4,317	4,610	5,019	5,256
死者数	21	26	31	23	20	28	30	16	28	27

2 市民意識の実態

防犯及び犯罪被害者等への支援に関する市民の意識を把握するため、インターネットアンケートを実施しました。

(1) インターネットアンケートの概要

- ・調査方法：調査会社の登録モニターにメールを配信し、Webシステムで回答を回収
- ・調査対象：15歳以上の札幌市民
- ・調査期間：令和2年（2020年）11月18日～12月9日
令和6年（2024年）6月13日～6月19日

・回答数：

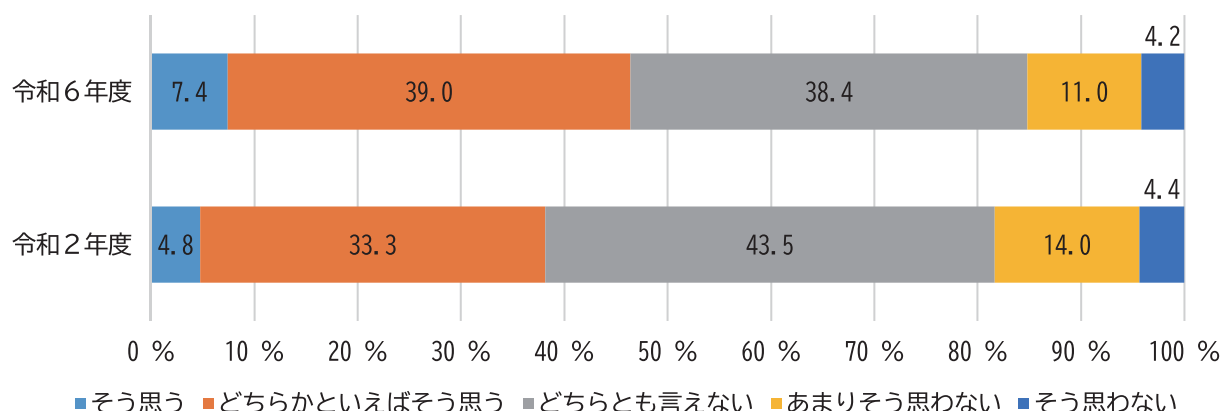
年度	30代以下	40代	50代	60代以上	合計
令和2年度	120人	120人	120人	120人	480人
令和6年度	150人	100人	100人	150人	500人

※回答の男女比は各年代1:1である

(2) インターネットアンケートの回答結果

ア 札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思いますか。

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」人の割合は46.4%と、令和2年度（2020年度）と比較して8.3ポイント増加しています。

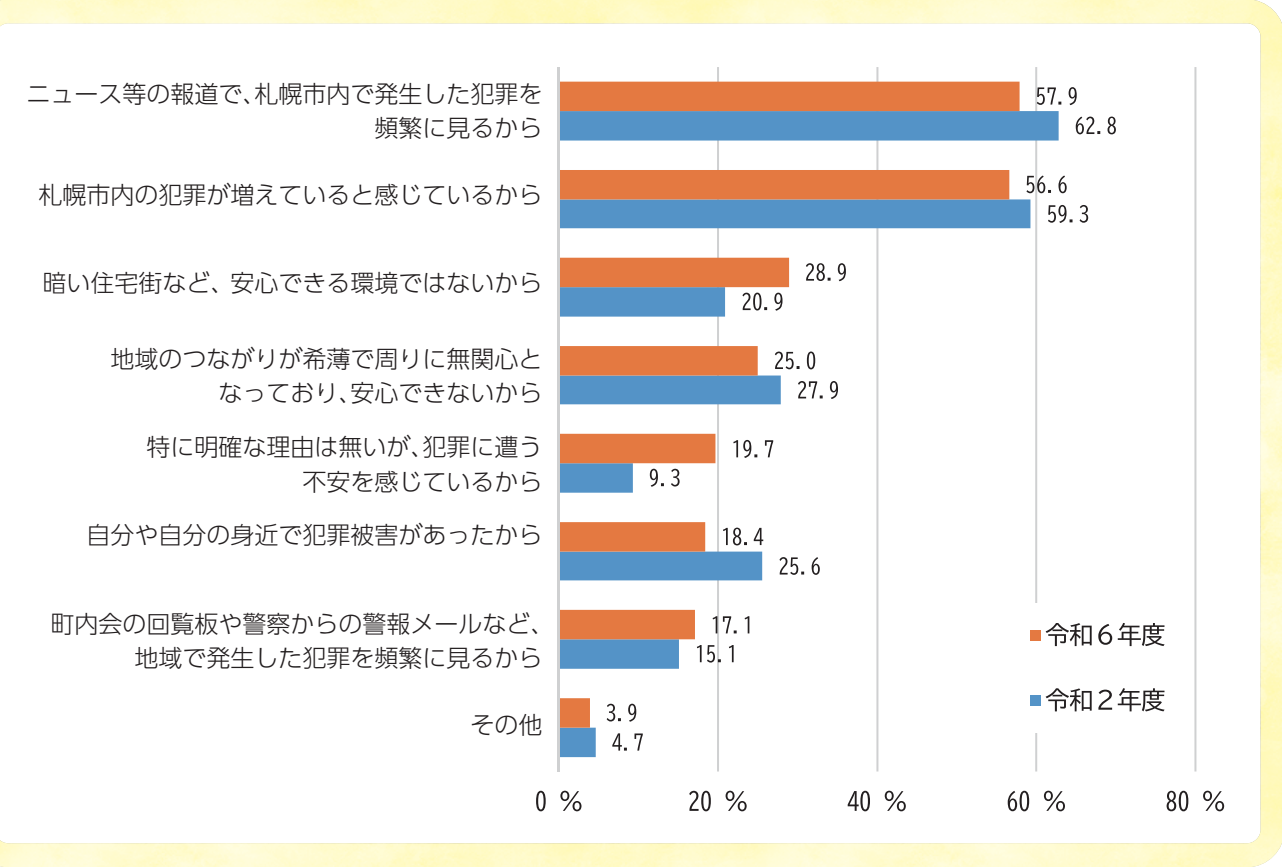


イ (アで「そう思わない」、「あまりそう思わない」と回答した人に対して)

「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」ではないと思った理由は何ですか。

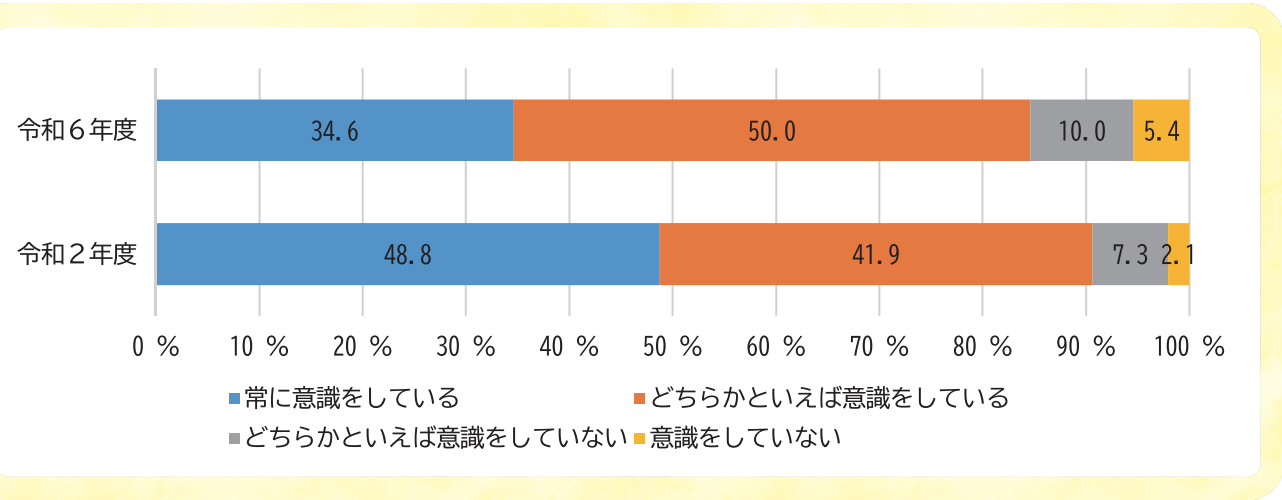
(複数回答可)

令和2年度(2020年度)から回答の傾向に大きな差はなく、「ニュース等の報道で、札幌市内で発生した犯罪を頻繁に見るから」、「札幌市内の犯罪が増えていると感じているから」と回答した人の割合が50%を超えています。



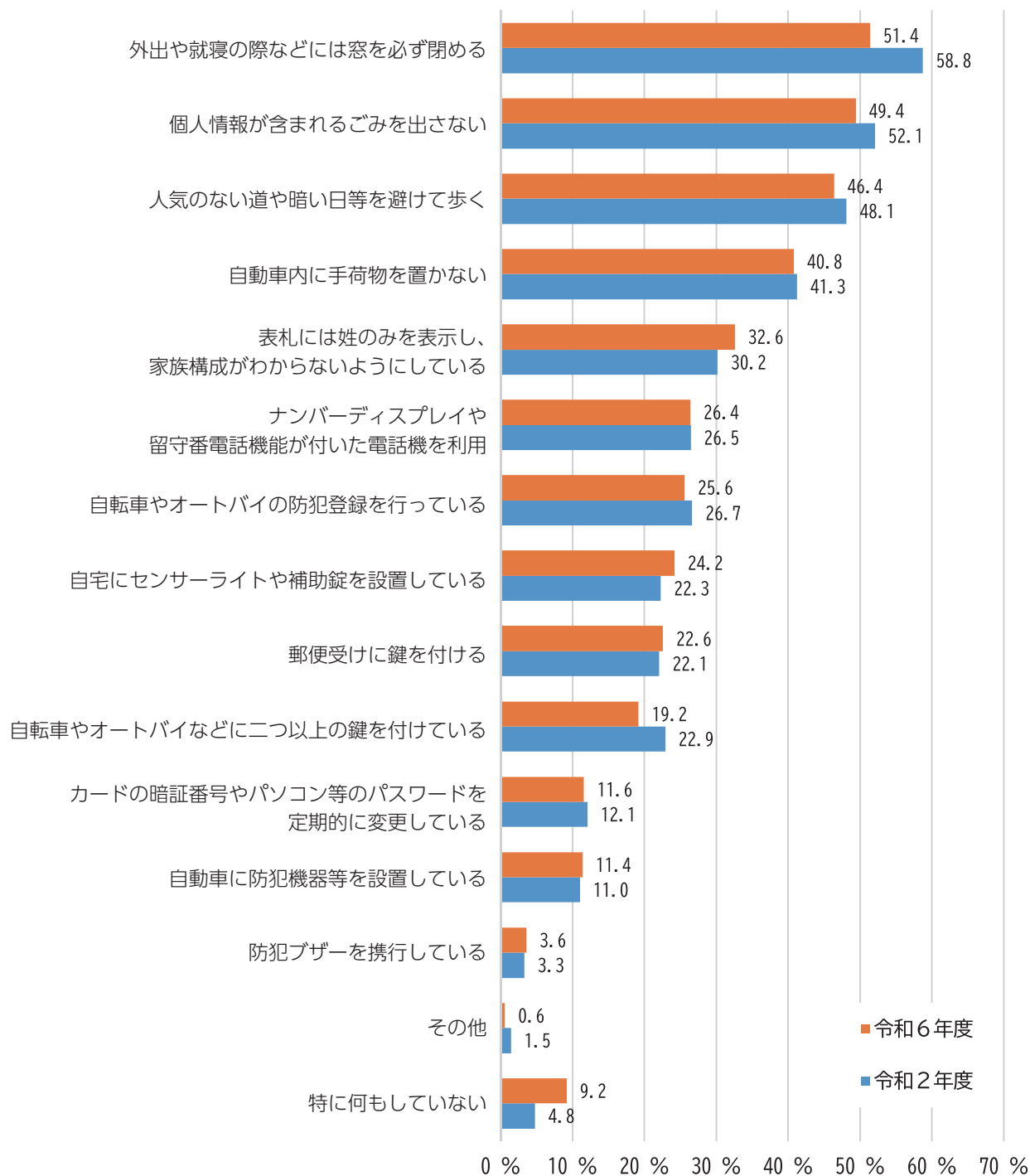
ウ 自ら犯罪に遭わないよう、出かけるときは短時間でも施錠したり、明るい道を歩くなど、常に防犯意識をもって暮らしていますか。

「常に意識をしている」、「どちらかといえば意識をしている」と回答した人の割合は84.6%と、令和2年度(2020年度)と比較して減少傾向で推移しています。



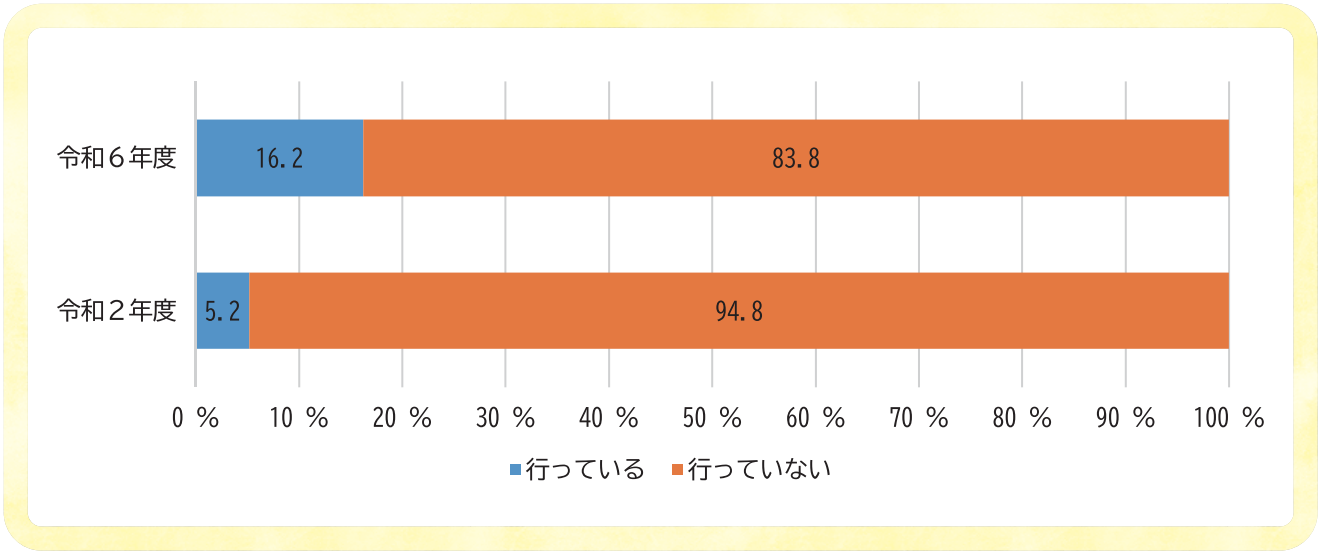
エ どのような防犯対策をしていますか。(複数回答可)

令和2年度(2020年度)から回答の傾向に大きな差はなく、「外出や就寝の際などには窓を必ず閉める」、「個人情報が含まれるごみを出さない」と回答した人の割合が約50%となっています。



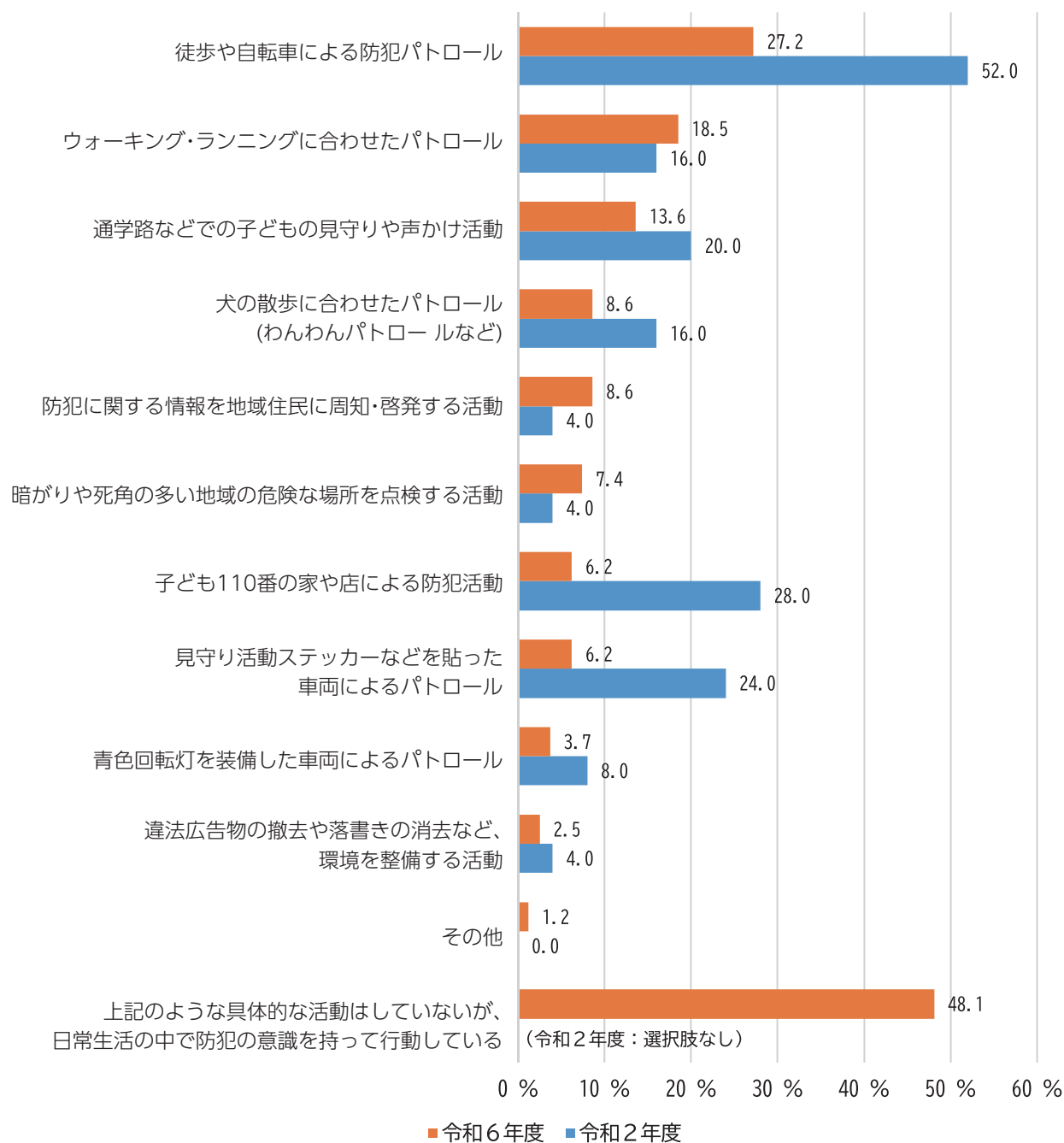
オ 地域で行う防犯活動を行っていますか。

「行っている」人の割合は16.2%と、令和2年度（2020年度）と比較して11.0ポイント増加しています。



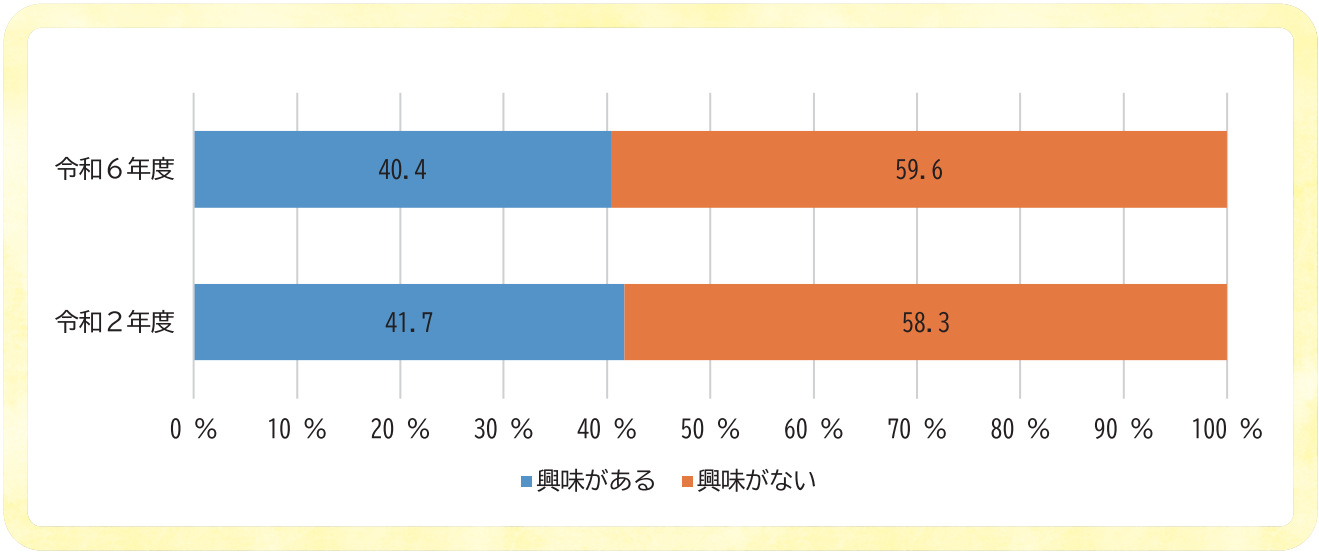
カ 地域で行うどのような防犯活動に参加していますか。(複数回答可)

令和6年度(2024年度)は、多くの人が「日常生活の中で防犯の意識を持って行動している」と回答しています。



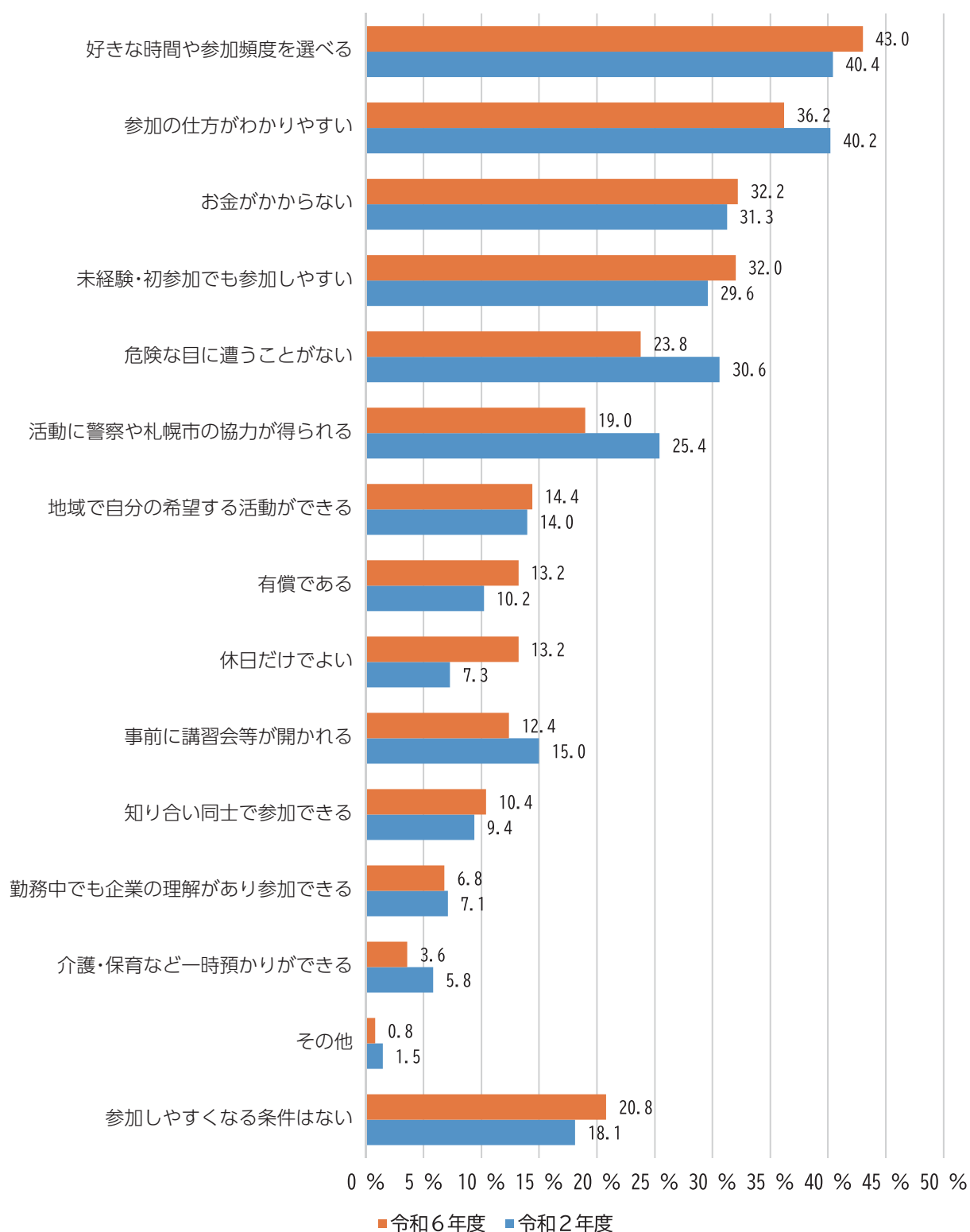
キ 地域で行う防犯活動に興味がありますか。

地域で行う防犯活動に興味がある人の割合は、令和6年度(2024年度)では40.4%と、令和2年度(2020年度)と比較してほぼ横ばいで推移しています。



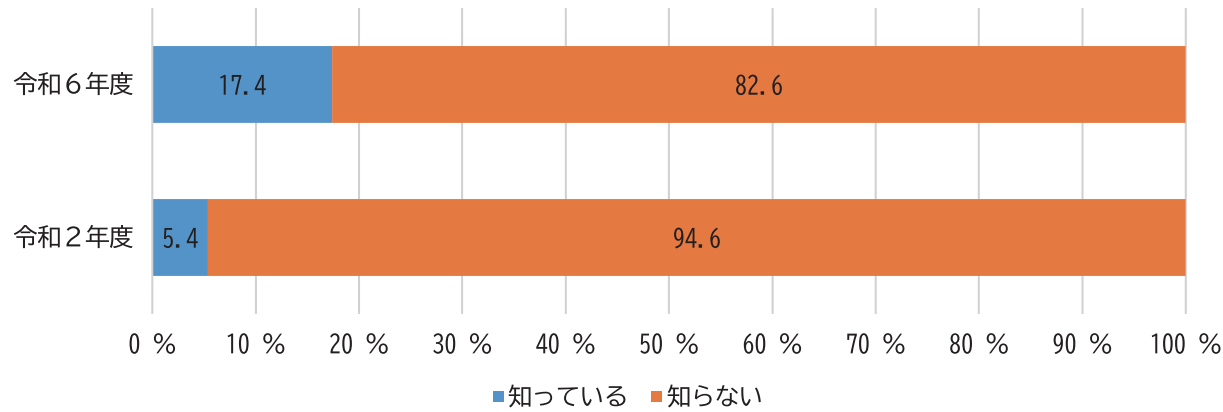
ク どのような条件が整えば、地域で行う防犯活動に参加しやすくなると思いますか。(複数回答可)

「好きな時間や参加頻度を選べる」、「参加の仕方がわかりやすい」など参加しやすさが重視されています。



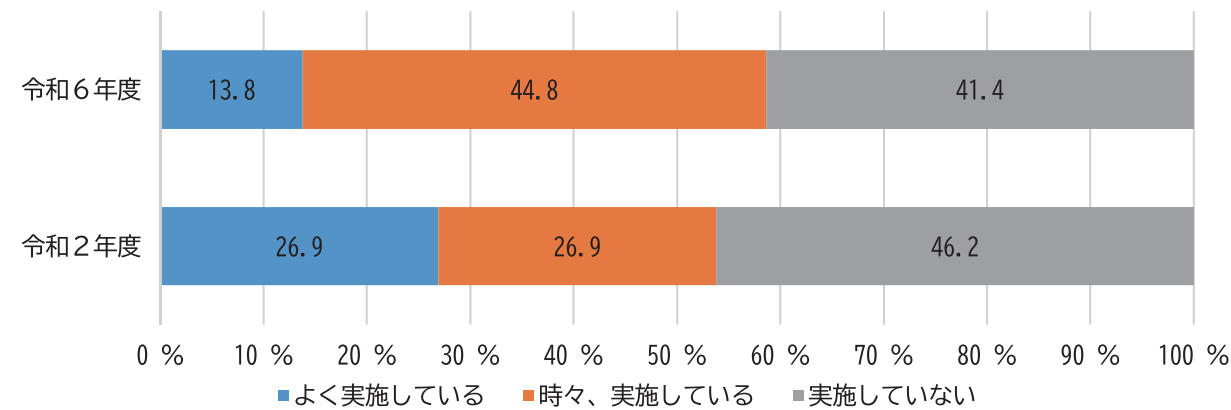
ケ 個人で気軽に実施できる「ながら防犯(ながら見守り)※6」について知っていますか。

「ながら防犯」について知っている人の割合は、令和6年度(2024年度)では17.4%と、令和2年度(2020年度)と比較して12.0ポイント増加しています。



コ 「ながら防犯」を実施していますか。

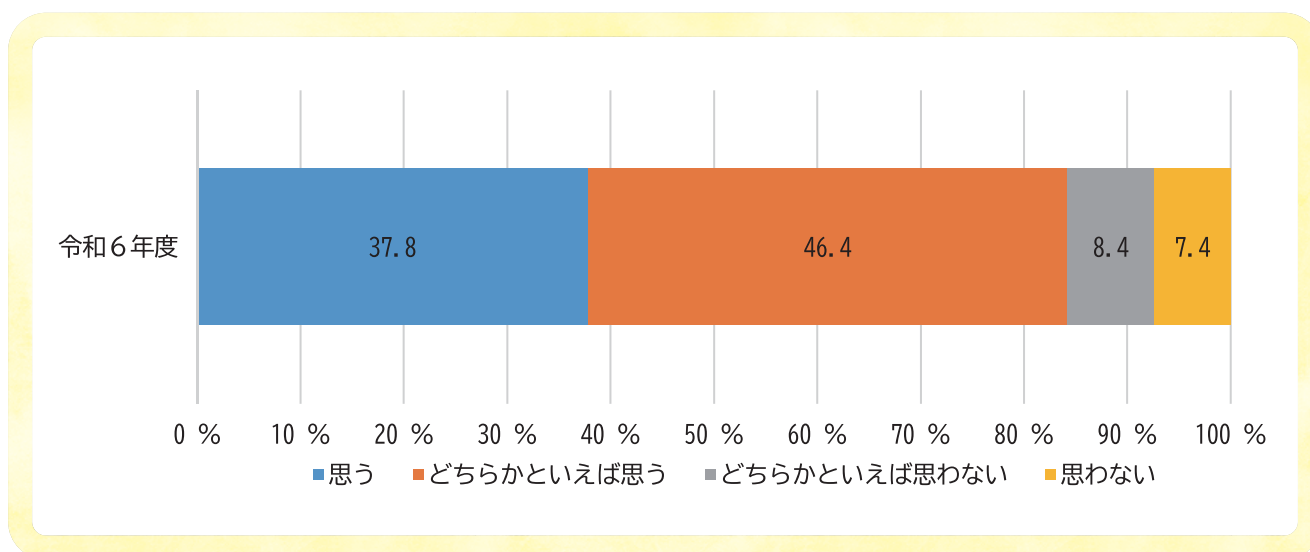
「ながら防犯」について知っている人のうち、「よく実施している」、「時々実施している」人の割合は、令和6年度(2024年度)では58.6%と、令和2年度(2020年度)と比較して4.8ポイント増加しています。



※6 ながら防犯(ながら見守り)
通勤、通学、買い物、犬の散歩などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う活動

サ 犯罪被害者等への支援は必要だと思いますか。

「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した人の割合は84.2%となっており、「思わない」、「どちらかといえば思わない」と回答した人の割合を大きく上回っています。



3 第3次計画の検証

令和2年(2020年)5月に策定した第3次計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」、「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」、「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」の4つの基本方針を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容等について、毎年度、附属機関である「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に報告し、点検・評価を行ってきました。

(参考)第3次計画の体系

【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- (基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- (基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 (重点テーマ)
- (基本施策3) 女性の防犯力向上
- (基本施策4) 高齢者等の防犯力向上

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

- (基本施策1) 地域における防犯活動の促進
- (基本施策2) 協働による連携体制の充実
- (基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り (重点テーマ)
- (基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- (基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- (基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進
- (基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 (重点テーマ)
- (基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (基本施策5) 暴力団等の排除

<基本方針4>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する (新設)

- (基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
- (基本施策2) 総合的対応窓口における対応
- (基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減
- (基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

(1) 成果指標の達成状況

第3次計画では、基本目標である「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」に向けた成果指標として、3つの数値目標を設定しています。

成果指標1の「刑法犯認知件数」は、令和3年（2021年）まで減少傾向で推移していましたが、街頭犯罪の増加等が影響し令和4年（2022年）から増加に転じました。刑法犯認知件数は、市民の体感治安に直結するものであるため、引き続き4つの基本方針に基づいた取組を推進する必要があると考えられます。

また、成果指標2の「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」は、この5年間で約4ポイント低下と、減少傾向で推移しています。この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民の外出する機会や人と接触する機会が減ったことで、防犯意識の醸成に影響したものと考えられます。

成果指標3の「地域で防犯活動を行っている市民の割合」は、この5年間で約9ポイント増加となっています。特に、令和4年度（2022年度）からの2年間で約10ポイント増加となっており、令和4年（2022年）6月から開始した「ながら見守り活動」登録制度の普及が防犯活動を行っている市民の割合の増加要因であると考えられます。

(表11) 第3次計画における成果指標の達成状況

(成果指標1) 刑法犯認知件数						
基準値	令和元年	2年	3年	4年	5年	目標値
11,718件 (平成30年)	11,047件	8,744件	8,633件	9,650件	11,263件	9,000件未満 (令和6年)

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合						
基準値	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値
89% (令和元年度)	90.7%	—	91.1%	85.2%	84.6%	95% (令和6年度)

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合						
基準値	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値
7.5% (令和元年度)	5.2%	—	5.6%	10.8%	16.2%	25% (令和6年度)

(出典) 成果指標1：北海道警察による暦年の統計 成果指標2・3：インターネットアンケート調査

(2) 重点テーマの達成状況

第3次計画では、「子どもの安全」を重点テーマに設定し、その進捗状況を適切に把握するため、基本方針1から3にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定しています。

達成目標1の「防犯関連講座の実施回数」は、毎年度小学生を対象に体験型の防犯教室を実施しており、令和5年度(2023年度)末時点で目標を達成しています。この防犯教室は、不審者に遭遇したときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応方法を学ぶことにより、子どもたちが持つ「身を守る能力」を引き出し、実際に不審者に遭遇したときに役立つ行動力を身に着けることを目的として実施しています。

達成目標2の「ながら防犯活動の登録人数」は、令和5年度(2023年度)末時点で6,837人にご登録いただいています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、「ながら防犯活動」登録制度の開始が令和4年(2022年)6月となりましたが、日常生活の中で「防犯」を意識して周囲を見守る活動は負担感が少なく、多くの市民に受け入れられているものと考えられます。

達成目標3の「町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数」は、令和5年度末時点で268台分の設置補助となっています。防犯カメラ設置補助金の活用を促進するため、補助限度額の増額などの見直しを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内会において防犯カメラ設置に関する合意形成を得ることが困難な状況が生じたため、申請台数が伸び悩んだものと考えられます。

(表12) 重点テーマにおける達成目標の達成状況

基本方針1の重点取組 「子ども110番の家」関連講座の開催

(達成目標1) 防犯関連講座の実施回数	
目標値	実績値
10回 (令和2年度～令和6年度)	17回 (令和2年度～令和5年度)

基本方針2の重点取組 ながら防犯の推進

(達成目標2) ながら防犯活動の登録人数	
目標値	実績値
10,000人 (令和2年度～令和6年度)	6,837人 (令和4年度～令和5年度)

基本方針3の重点取組 町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付

(達成目標3) 町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数	
目標値	実績値
500台 (令和2年度～令和6年度)	268台 (令和2年度～令和5年度)

(3) 各基本方針の主な取組結果

ここでは第3次計画で設定している基本方針ごとに、主な成果を掲載します。

ア 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【主な成果】

防犯に関する出前講座の実施

安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットやSNSを利用した犯罪の被害防止に関する講座と子どもをもつ保護者を対象とした講座を新設しました。

(表13) 出前講座開催実績(令和2年度～令和5年度)

テーマ	開催実績
防犯カメラを生かしたまちづくり	12回
子どもの防犯教室	54回
子どもの防犯教室(保護者向け講座)	2回
インターネット・SNSの脅威	24回
特殊詐欺の被害に遭わないために	63回
女性の犯罪被害防止について	5回
合 計	160回

体験型防犯教室の実施

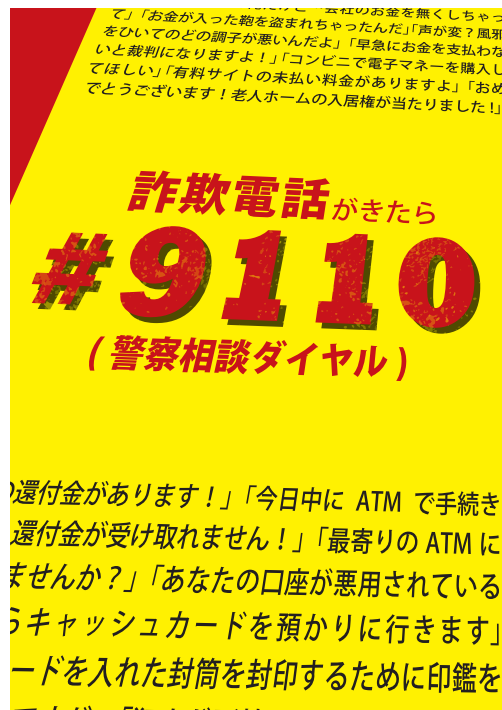
小学生が不審者に遭遇したときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応方法を学ぶことにより、子どもたちが持つ「身を守る能力」を引き出し、実際に不審者に遭遇したときに役立つ行動力を身につけることを目的に中央区、厚別区、豊平区及び清田区の小学校で行いました。



【体験型防犯教室】

特殊詐欺被害防止のための啓発

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、北海道警察と共同作成したチラシにより啓発を実施しました。特殊詐欺の被害者に占める高齢者の割合は高いことから、民間企業や民生委員、図書館などのご協力をいただきながら、様々な手法で被害防止に関する情報が行き届くような取組を進めてきました。



【啓発チラシ】

イ 基本方針2

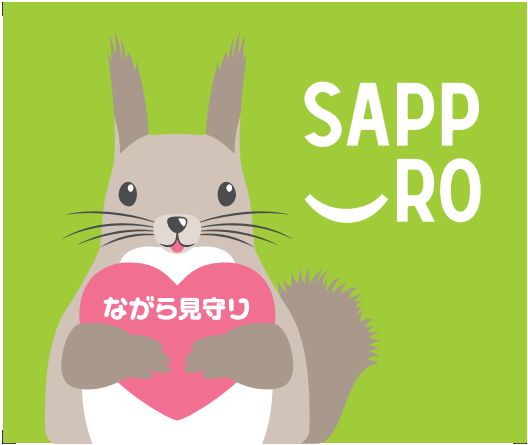
みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【主な成果】

「ながら見守り」活動の推進

通勤や通学、犬の散歩などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者の登録制度を令和4年（2022年）6月から開始しました。令和5年度（2023年度）末時点の登録者数は6,837人となっています。

登録者に対してオリジナル「みまもりグッズ」を配布し、見守り活動を支援しました。



【ロゴマーク】

子ども110番の家・店に取り組む地域への支援

通学路などにおける子どもの見守り活動を促進するため、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援しました。

（表14）「子ども110番の家」・「子ども110番の店」の登録実績（令和5年度（2023年度）末時点）

	登録数
子ども110番の家	10,513件
子ども110番の店	2,087件



【ステッカー】

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施

多年にわたり、安全で安心なまちづくり活動に尽力してきた方々の功績を称え、社会的評価の向上による活動の活性化を図るとともに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解や地域防犯活動の促進を図るため、地域防犯活動や更生保護活動に貢献した市民、団体及び事業者に対する表彰を実施しました。

ウ 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【主な成果】

町内会への防犯カメラ設置補助

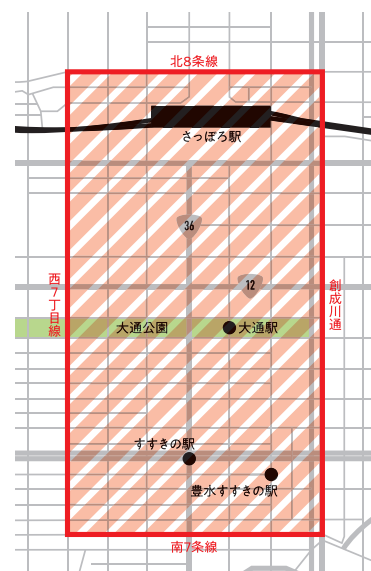
犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施しました。

補助制度が開始した平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの間に、累計397台の補助を行いました。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例の制定

客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為(以下「客引き行為等」といいます。)の防止について必要な事項を定めた「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年(2022年)4月から施行しました。

条例に基づき、札幌市客引き行為等防止指導員が市内中心部の客引き行為等を禁止する必要がある区域を毎日巡回し、客引き行為等を行う者に指導等を行いました。



【禁止区域】

歓楽街におけるパトロールの実施

「明るく安心して楽しめるクリーンな薄野」の実現に向けて、市民や観光客を狙った悪質な風俗店や客引き等の注意喚起を目的としたパトロールを関係機関等と合同で実施しました。



【パトロールの様子】

エ 基本方針4

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

【主な成果】

情報発信・広報啓発の実施

犯罪被害者やその家族の置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解を深めるため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）の関連行事として、北海道警察、北海道及び（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターと連携した街頭キャンペーンを実施しました。

また、市民を対象とした犯罪被害者支援公開講演会を（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター及び北海道と共催しました。

その他、窓口対応等での二次被害の防止等を目的とした職員研修を実施しました。

相談窓口の設置・情報提供

犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう総合的対応窓口や各種相談窓口を設置し、犯罪等に遭われた方が直面する困難に対する相談支援を行いました。

犯罪被害者等支援制度

犯罪等に遭われた方が、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和2年（2020年）8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給や家事・住居関連などの助成を行いました。

4 第3次計画の総括と方向性

第3次計画で位置付けられた基本目標を達成するための基本施策のうち、出前講座等を通じた広報啓発、「ながら見守り」活動による地域防犯活動の促進、防犯カメラ設置補助による地域環境の安全性を高める取組については、概ね着実に実施できたものと考えています。

また、令和2年(2020年)8月からは、犯罪被害者等支援制度を創設し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進してきました。加えて、すすきの地区を中心とした市内中心部で問題となっている客引き行為等を防止することにより、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とした「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年(2022年)4月から施行するなど、社会的な問題に対しても対策を行ってきました。

一方、成果指標1「刑法犯認知件数」については、平成13年(2001年)をピークに減少を続けていましたが、令和4年(2022年)から増加に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により停滞していた社会経済活動の回復が人流の増加につながり、街頭犯罪の増加に影響を与えたものとみられています。特に窃盗犯のうち自転車盗については、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して増加しており(P7)、刑法犯認知件数を減少させていくための課題として認識しています。また、刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然として続いており(P9)、子どもの安全を確保するための取組をさらに推進していく必要があります。

成果指標2「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」については、第3次計画策定時から減少傾向で推移しています。この傾向は、市民アンケートにおける「自ら実施している防犯対策」の回答結果(P16)からも把握でき、一定数の市民は基本的な防犯対策を講じているものの、「特に何もしていない」と回答している市民の割合については増加しています。防犯意識の向上は、犯罪被害に遭うリスクのみならず、自らが加害者になるリスクの低減にもつながることから、今後も引き続き取り組むべき課題と認識しています。特に特殊詐欺については、高齢者を中心に被害が拡大しており(P12)、組織的な犯罪グループの末端として犯罪の実行犯を募集する闇バイトのような新たな犯罪行為を生む温床にもなっていることから、より効果的な広報啓発を展開していく必要があります。さらに、インターネットやSNSの普及に伴い、これらを悪用した犯罪が後を絶たないことから、さらなる被害拡大の防止が課題であると認識しています。

成果指標3「地域で防犯活動を行っている市民の割合」については、目標値には達してはいないものの、一定の増加が見られ、基本方針2(みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる)の取組の成果が着実に表れてきています。市民アンケートからは、「ながら防犯(ながら見守り)」の認知度が上昇しており(P21)、知っている人の半数以上が「ながら防犯」を実施していることが明らかになりました(P21)。また、防犯活動の参加条件として、活動の時間・頻度の自由度や参加手法の明快さなどが重視されていることが明らかになっている(P20)ことから、「ながら

見守り」活動登録制度をはじめとする、防犯活動の市民参加のさらなる促進が課題であると認識しています。

このように、各成果指標の目標値と実績値には乖離が見られる状況にありますが、一部数値の改善に結びついた指標もあります。また、犯罪被害者等支援制度の創設や「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の制定など、社会的な課題に応える新たな施策も展開し、計画の推進を図る中で、札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思える人が着実に増加している状況(P14)を踏まえると、第3次計画の一定の成果が表れているものと分析します。

以上のことから、本計画においては、第3次計画において実施してきた市民の防犯意識を高め、刑法犯認知件数を減少させていく取組を引き継ぐとともに、課題である自転車盗対策、子どもの安全確保に向けた取組、特殊詐欺やインターネット・SNSを通じた犯罪被害防止対策などの充実を図り、闇バイト等の新たな課題に対しても対策を講じる必要があります。

第3章

計画の構成

1 基本目標

安全・安心条例及び犯罪被害者等支援条例の制定目的を本計画の基本目標に設定します。

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

札幌市犯罪被害者等支援条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本方針と基本施策

本計画では、次の4つの基本方針を設定し、安全で安心なまちづくり等を推進していきます。

(1) 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

安全・安心条例第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定しています。

市民一人ひとりが、犯罪についての情報を収集し、防犯の意識をもって対策を講ずることにより、身近な場所で発生する犯罪から身を守ることができます。また、市民一人ひとりの防犯意識の

定着が地域の安全に対する住民意識の向上に寄与し、地域活動参加への契機になることにもつながります。

安全で安心なまちづくりに関する市民の理解を深めるためには、防犯知識や防犯意識を持つことの大切さについて、子ども、女性、高齢者といった対象者に応じた手法を検討し、きめ細かく広報・啓発を行っていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- イ 子どもに関する防犯力の向上
- ウ 女性の防犯力向上
- エ 高齢者等の防犯力向上

(2) 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

安全・安心条例第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定しています。

地域で行われる防犯活動により構築されるネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の未然防止や地域の防犯力向上につながります。

市民が安心して生活できる安全な地域とするためには、市民一人ひとりが防犯意識を高めたうえで、防犯活動を通じ構築されたネットワークを活用しつつ、地域全体で課題を共有し、地域が一体となって連携・協力をしていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の5つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 地域における防犯活動の促進
- イ 協働による連携体制の充実
- ウ 地域と一体となった子どもの見守り
- エ 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- オ 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

(3) 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

安全・安心条例第9条では、「市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努める」と規定しており、また、第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定しています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境の改善、美化活動などにより美しい街並みを維持することにより、犯罪を誘発する機会の減少が期待できます。また、出入りを管理し犯罪者が対象建物に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用したりすることにより、建物の安全性を図り、犯罪被害に遭う可能性の低下が期待できます。

犯罪が起きにくいまちづくりを推進するためには、道路や公園などの公共空間の安全性を高めるような環境整備や支援を行っていくことが重要です。

また、都心部の歓楽街では、性風俗店への勧誘や飲食店等による客引きなど、市民や観光客に対する迷惑行為が発生していることから、札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例(ススキノ条例)や札幌市客引き行為等の防止に関する条例に基づく環境改善を進めていくことが重要です。

さらに、暴力的不法行為などにより市民生活や事業活動に介入し、市民や事業者に多大な脅威を与える暴力団については、札幌市暴力団排除の推進に関する条例に基づき、公共事業等からの排除を進めていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 市民自らが行う環境整備の促進
- イ 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- ウ 歓楽街等を対象とした環境改善
- エ 暴力団等の排除

(4) 基本方針4

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する

犯罪被害者等支援条例第4条では、「市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならない」と規定しています。

社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、犯罪被害者等に対する支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

また、犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利の保護を図るために実施されるものでもあることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

さらに、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになることを目指して、中長期的な視点で、途切れることなく受けることができるよう実施されるべきものであり、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われることが必要です。

このような犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという犯罪被害者等支援条例の目的の達成のため、以下の5つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等
- イ 犯罪被害者等の経済的負担の軽減
- ウ 犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援
- エ 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発等
- オ 犯罪被害者等支援に関する意見等の施策への反映

札幌市犯罪被害者等支援条例(抜粋)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を策定し、実施しなければならない。

3 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではありません。子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあり、刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然として続いていることから、第3次計画に引き続き「子どもの安全」を重点テーマに設定することとします。

また、市内の高齢化がさらに進行していく中で、高齢者を狙った犯罪は今後増加していくことが懸念されています。特に、特殊詐欺については、近年、インターネットやSNSを介した詐欺が急増するなど、その手口は複雑・多様化しています。警察庁の発表によると、令和5年（2023年）の全国における特殊詐欺被害について、被害に遭った約8割が高齢者でした（法人被害を除く）。このような犯罪に対して、高齢者は抵抗力や防御力が乏しい場合があり、特に配慮が必要なことから、「高齢者の安全」についても重点テーマに設定することとします。

重点テーマとして設定する「子どもの安全」及び「高齢者の安全」の進捗状況を適切に把握するため、関連する取組に達成目標を設定します。

(表15) 重点テーマにおける達成目標

重点テーマ	達成目標	基準値	目標値(累計)
1 子どもの安全	関連講座の実施回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「ながら見守り活動」登録制度における事業者等の登録件数	215件 (令和5年度)	1,000件 (令和11年度)
2 高齢者の安全	関連講座の実施回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「高齢者の安全」に関する情報発信の回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)

4 成果指標

第3次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態であることから、この実現に向けた必要な指標を基本方針や重点テーマを踏まえて設定しています。

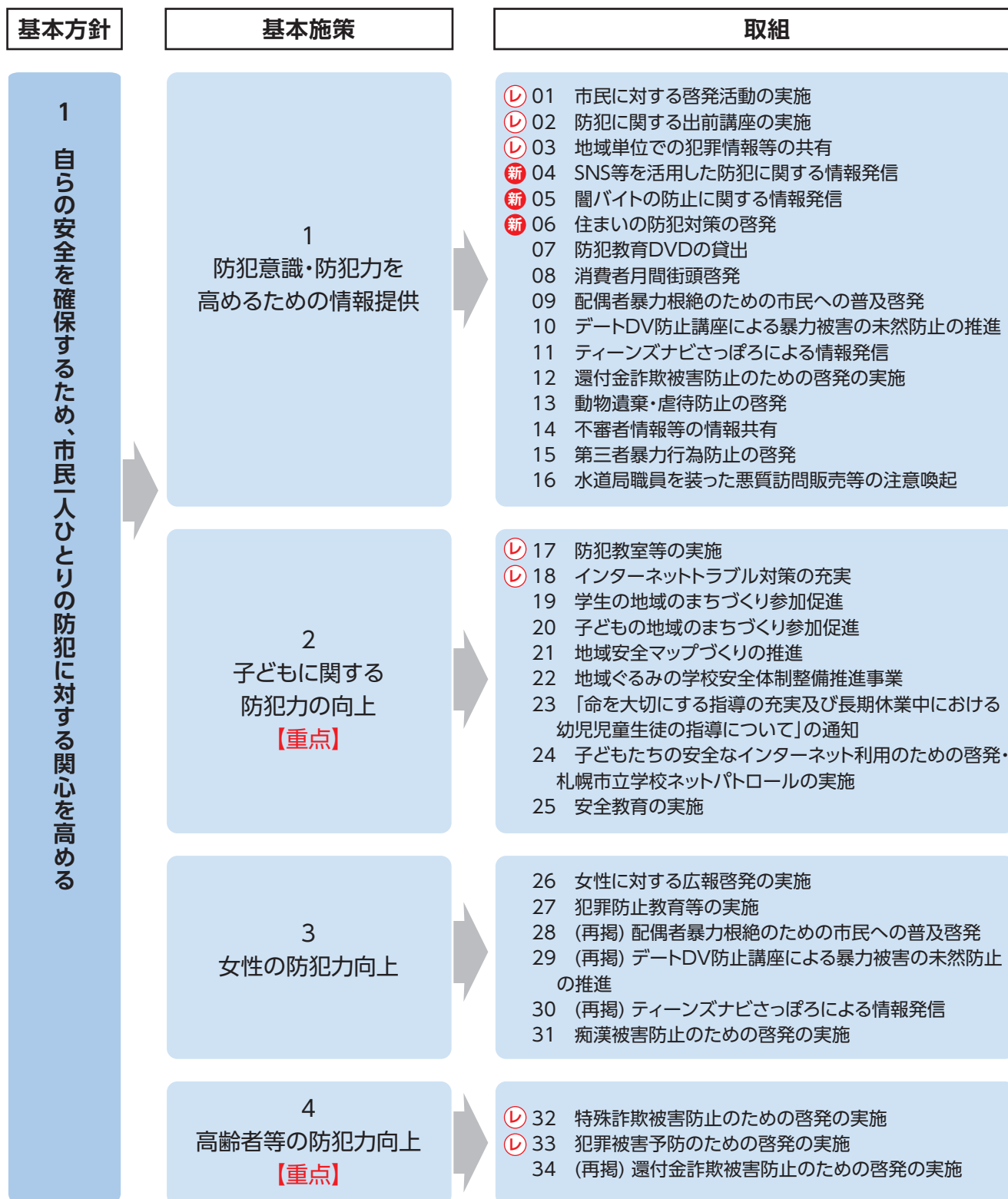
(表16) 第4次計画における成果指標

成果指標	基準値	目標値	関連の深い基本方針 及び重点テーマ					
			基本方針				重点	
			1	2	3	4	1	2
1 刑法犯認知件数	11,263件 (令和5年)	9,000件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
(1) 刑法犯認知件数のうち 子どもの被害件数	4,088件 (令和5年)	3,200件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	
(2) 刑法犯認知件数のうち 高齢者の被害件数	665件 (令和5年)	530件未満 (令和11年)	○	○	○	○		○
2 自ら犯罪に遭わないよう防犯 意識をもって暮らしている市民 の割合	84.6% (令和6年度)	95% (令和11年度)	○				○	○
3 地域で防犯活動を行っている 市民の割合	16.2% (令和6年度)	25% (令和11年度)		○			○	○
4 犯罪被害者等への支援が 必要だと思う市民の割合	84.2% (令和6年度)	90% (令和11年度)				○		

第4章

計画体系と取組

1 計画体系



㊦ レベルアップ

新 新規

基本方針	基本施策	取組
2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	1 地域における 防犯活動の促進	㊦ 35 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援 36 顕彰制度の実施 37 町内会が設置する防犯カメラに対する補助 38 札幌地区防犯協会連合会への支援 39 地域防犯活動への財政的支援 40 市民意見反映の仕組みづくり 41 地域の交流・連携による防犯力向上支援 42 市民活動サポートセンターの運営 43 市民活動プラザ星園の運営 44 フラッシュライト貸出による放火防止対策の実施
	2 協働による 連携体制の充実	45 「安全・安心どさんこ運動」の普及促進 46 安全で安心なまちづくりに関する連携の促進 47 事業者との連携の促進 48 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催
	3 地域と一体となった 子どもの見守り 【重点】	㊦ 49 (再掲)「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援 50 子ども110番の家に取り組む地域への支援 51 公用車における見守り活動の実施 52 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施 53 子どもに係る事件調査 54 中学校区青少年健全育成推進会への支援 55 札幌市青少年育成委員会への支援 56 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査 57 札幌市オレンジリボン協力員制度 58 児童虐待への対応 59 スクールガードの配置
	4 女性の犯罪被害防止の 取組の推進	60 女性の犯罪被害防止に向けた連携 61 性暴力相談窓口の設置 62 母子保健における児童虐待予防強化事業 63 困難を抱える若年女性支援
	5 高齢者等が安心して 暮らせる取組の推進 【重点】	64 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進 65 札幌市消費者被害防止ネットワーク 66 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)

基本方針	基本施策	取組
3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、 環境の安全性を高める	1 市民自らが行う 環境整備の促進	67 (再掲)町内会が設置する防犯カメラに対する補助 68 防犯カメラの適正な設置運用の促進 新 69 (再掲)住まいの防犯対策の啓発 70 札幌市商店街地域力向上支援事業(SDGs型) 71 私設街路灯設置等に対する補助 72 地域の環境美化に対する支援 73 不適正管理空き家に関する相談体制の整備
	2 犯罪の防止に配慮した 公共施設の整備等	新 74 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金 75 公共空間の安全性の確保・維持 76 地下鉄駅等の安全対策 77 こども110番の駅の取組 新 78 地下鉄車内防犯カメラの設置 79 安全・安心な学校施設等の整備
	3 歓楽街等を対象とした 環境改善	レ 80 迷惑行為の防止 81 関係機関や地元関係者との連携 82 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会
	4 暴力団等の排除	83 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進 84 暴力団排除に関する排除活動への支援 85 札幌地区暴力追放センター協議会への支援 86 市営住宅への暴力団員の入居制限
4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう 関係機関等と連携・協力して支援する	1 犯罪被害者等に関する 相談及び情報の提供等	87 総合的対応窓口における対応 88 住民基本台帳の閲覧制限等 89 市税各種証明書の発行制限 90 (再掲)性暴力相談窓口の設置 91 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居 92 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用 93 選挙人名簿抄本の閲覧制限
	2 犯罪被害者等の 経済的負担の軽減	レ 94 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援 95 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援
	3 犯罪被害者等支援を行う 民間支援団体への支援	新 96 民間支援団体への支援
	4 犯罪被害者等支援に関する 広報及び啓発等	レ 97 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発 新 98 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発 99 犯罪被害者等の支援に関する職員研修の実施
	5 犯罪被害者等支援に関する 意見等の施策への反映	100 (再掲)総合的対応窓口における対応

2 基本施策ごとの主な取組

(1) 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

ア <基本施策1>防犯意識・防犯力を高めるための情報提供

取組名／取組内容

01 市民に対する啓発活動の実施【市】地域振興部、各区市民部 レベルアップ

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。

また、被害件数の多い「自転車盗」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、防犯登録やツーロックの徹底等について、自転車を利用する機会の多い学生等の世代に向けて注力的に広報啓発を行います。

02 防犯に関する出前講座の実施【市】地域振興部 レベルアップ

安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、以下のとおり出前講座を実施します。また、「高齢者の防犯」に関する講座を新設します。

- ① 防犯カメラを生かしたまちづくり
- ② 子どもの防犯教室
- ③ 子どもの防犯教室（保護者向け講座）
- ④ インターネット・SNSの脅威
- ⑤ 特殊詐欺の被害に遭わないために
- ⑥ 女性の犯罪被害防止について
- ⑦ 高齢者の防犯（新規）

03 地域単位での犯罪情報等の共有【市】地域振興部 レベルアップ

市内の犯罪発生状況や防犯に関する知識などを地域防犯活動団体に情報提供するほか、札幌市公式ホームページ等に公開し、誰もが最新の情報に接する機会を増やします。

04 SNS等を活用した防犯に関する情報発信【市】地域振興部 新規

札幌市の公式SNSアカウントを活用し、市内の犯罪発生状況について最新の状況を毎月配信します。

05 闇バイトの防止に関する啓発【市】地域振興部 新規

近年、SNSで実行犯を募集する手口による強盗（闇バイト）や特殊詐欺事案が深刻化していることから、これらの犯罪に加担しない、被害に遭わないための啓発を実施します。

取組名／取組内容

06 住まいの防犯対策の啓発【市）地域振興部】 **新規**

一般の住宅等においても周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置することの必要性や住宅の防犯性能を高めるための防犯機器や防犯部品等について、札幌市公式ホームページ等で情報提供します。

07 防犯教育DVDの貸出【市）地域振興部】

子どもが犯罪被害に遭わないための防犯対策や特殊詐欺被害の防止に効果的な対策を紹介する防犯教育DVDを貸し出します。

08 消費者月間街頭啓発【市）市民生活部】

悪質商法及び特殊詐欺に関する情報の提供など、消費者被害の未然防止を目的とした街頭啓発を実施します。

09 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発【市）男女共同参画室】

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。

10 デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進【市）男女共同参画室】

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

11 ティーンズナビさっぽろによる情報発信【市）男女共同参画室】

「ティーンズナビさっぽろ」において、若年層に向けたデートDVやストーカー等に関する情報提供及び相談窓口の周知を行います。

12 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施【保）保険医療部】

札幌市公式ホームページにおいて国保からのお知らせとして還付金詐欺被害防止のための啓発を実施します。

13 動物遺棄・虐待防止の啓発【保）保健所】

動物の遺棄や虐待などの防止のため、ペット等飼育動物の適正飼養について啓発します。

14 不審者情報等の情報共有【子）子ども育成部、子）子育て支援部、教）学校教育部】

不審者等の情報があつた場合、児童会館や保育園、学校等の各施設と情報共有を行います。

取組名／取組内容

15 第三者暴力行為防止の啓発【交】高速電車部】

駅や列車内における駅員や乗務員への暴力行為、お客様同士のトラブル防止について啓発を実施します。

16 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起【水】総務部】

水道局職員を装う等の悪質な訪問販売等が発生していることから、悪質訪問販売等に騙されないよう注意喚起を行います。

イ <基本施策2>子どもに関する防犯力の向上 重点テーマ

取組名／取組内容

17 防犯教室等の実施【市】地域振興部、各区市民部】 レベルアップ

体験型防犯教室や出前講座を実施し、子どもの防犯力を向上させるとともに、子どもの世代ごとに遭いやすい犯罪被害に合わせて防犯教室の内容を見直します。

18 インターネットトラブル対策の充実【市】地域振興部】 レベルアップ

スマートフォン等の普及により、子どものインターネットトラブルが増加していることから、被害の多いインターネットトラブルの情報を適宜提供します。

19 学生の地域のまちづくり参加促進【市】市民自治推進室】

学生サークルと連携し、学生に地域参加の機会を提供します。

20 子どもの地域のまちづくり参加促進【市】市民自治推進室】

子どものまちづくりへの関心を高めるため、「子どもまちづくり手引書」を市内の希望する小学3年生に配布します。

21 地域安全マップづくりの推進【各区市民部】

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづくりの取組を推進します。

22 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業【教】学校教育部】

市立小学校の全入学児童を対象に防犯ブザーを無償配布します。

取組名／取組内容

23 「命を大切にする指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知【教】学校教育部】

長期休業中における幼児児童生徒の様々な問題行動や事故の未然防止及びいじめの問題や不登校に対する指導の充実について、長期休業前に全学校へ通知し、幼児児童の安全安心の推進を図ります。

24 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施【教】学校教育部】

児童生徒の安全なインターネット等の利用のため、情報モラル教材を作成します。また、定期的なネットパトロールを行うとともに、学校事故に係る緊急検索、学校からの削除依頼対応を行います。

25 安全教育の実施【教】学校教育部】

子どもが自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を育む実践的・実効的な安全教育及び家庭や地域と連携した危機管理体制の構築、登下校時の安全確保の推進を図ります。

ウ <基本施策3>女性の防犯力向上

取組名／取組内容

26 女性に対する広報啓発の実施【市】地域振興部】

女性が対象となりやすい公然わいせつ、痴漢などの性犯罪やDV、ストーカーなどの被害から身を守るための対処法をまとめた「女性の防犯ハンドブック」を配布します。

27 犯罪防止教育等の実施【市】地域振興部】

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。

28 (再掲)配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発【市】男女共同参画室】

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。

29 (再掲)デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進【市】男女共同参画室】

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

取組名／取組内容

30 (再掲)ティーンズナビさっぽろによる情報発信【市)男女共同参画室】

「ティーンズナビさっぽろ」において、若年層に向けたデートDVやストーカー等に関する情報提供及び相談窓口の周知を行います。

31 痴漢被害防止のための啓発の実施【交)高速電車部】

北海道警察や地域住民と連携し、地下鉄駅で街頭啓発等やポスターの掲出により啓発を行います。

エ <基本施策4>高齢者等の防犯力向上 **重点テーマ**

取組名／取組内容

32 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【市)地域振興部】 **レベルアップ**

特殊詐欺被害や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行います。なお、高齢者に向けた啓発については、敬老の日に合わせて重点的に実施します。また、特殊詐欺の出前講座について、被害の多い手口に応じた内容に随時更新します。

33 犯罪被害予防のための啓発の実施【市)地域振興部】 **レベルアップ**

高齢者等が自ら防犯に取り組めるよう、出前講座やホームページ等での情報発信をより理解しやすい内容に見直します。

34 (再掲)還付金詐欺被害防止のための啓発の実施【保)保険医療部】

札幌市公式ホームページにおいて国保からのお知らせとして還付金詐欺被害防止のための啓発を実施します。

(2) 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

ア <基本施策1>地域における防犯活動の促進

取組名／取組内容

35 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援【市）地域振興部】 レベルアップ

通勤や通学、犬の散歩など日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行うことにより、地域の安全を守る活動を行っていただけるよう啓発や用品の支援をします。

36 顕彰制度の実施【市）地域振興部】

多年にわたり、安全で安心なまちづくり活動に尽力してきた方々の功績を称え、社会的評価の向上による活動の活性化を図るとともに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解や地域防犯活動の促進を図るため、地域防犯活動や更生保護活動に貢献した市民、団体及び事業者に対する表彰を実施します。

37 町内会が設置する防犯カメラに対する補助【市）地域振興部】

犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施します。

38 札幌地区防犯協会連合会への支援【市）地域振興部】

「安全で安心して暮らせる札幌市」の実現のため、広報啓発や地域パトロール活動、青少年育成活動など様々な活動を展開している札幌地区防犯協会連合会の活動を支援します。

39 地域防犯活動への財政的支援【市）市民自治推進室、各区市民部】

地域の安全で安心なまちづくりを支援するため、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」などにより財政的な支援を行います。

40 市民意見反映の仕組みづくり【市）市民自治推進室】

市民が主役のまちづくりを進めるため、市民意見を市政に反映させる仕組みの確立に向けて検討を進めます。

41 地域の交流・連携による防犯力向上支援【各区市民部】

区役所やまちづくりセンターにおいて、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場を設けます。

取組名／取組内容

42 市民活動サポートセンターの運営【市）市民自治推進室】

研修や講座の開催により市民活動への参加のきっかけを作り、将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を図ります。また、施設等を提供し、活発な市民活動ができるような環境を整備します。

43 市民活動プラザ星園の運営【市）市民自治推進室】

市民まちづくり活動団体等に貸事務所や貸会議室を提供することで、市民の自立的・自発的な市民まちづくり活動を促進します。

44 フラッシュライト貸出による放火防止対策の実施【消）予防部】

人感センサー式フラッシュライトを町内会に貸し出すことで、放火防止対策や地域防犯活動を促進します。

イ <基本施策2>協働による連携体制の充実

取組名／取組内容

45 「安全・安心どさんこ運動^{※7}」の普及促進【市）地域振興部】

犯罪の防止のために必要な取組を進めるため、北海道や北海道警察、道内市町村などからなる北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開する「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。

46 安全で安心なまちづくりに関する連携の促進【市）地域振興部】

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を開催します。

47 事業者との連携の促進【市）地域振興部】

「ながら見守り」活動や子ども110番の店などの見守り活動、特殊詐欺などの広報啓発において事業者との連携を積極的に進めます。

48 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催【総）行政部】

北海道警察との連携を図り、諸問題に対する認識と情報の共有を行うため行政連絡会議を開催します。

※7 安全・安心どさんこ運動
人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

ウ <基本施策3>地域と一体となった子どもの見守り **重点テーマ**

取組名／取組内容

49 (再掲)「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援【市】地域振興部】**レベルアップ**

通勤や通学、犬の散歩など日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行うことにより、地域の安全を守る活動を行っていただけるよう啓発や用品の支援をします。

50 子ども110番の家に取り組む地域への支援【市】地域振興部】

子どもが不審者などに遭遇した場合に助けを求めることができるよう、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援し、通学路などにおける子どもの見守り活動を促進します。

51 公用車における見守り活動の実施【市】地域振興部、子)子ども育成部、各区市民部】

人目につきやすく、高い防犯効果が期待できる青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施します。また、不審者への抑止効果を目的とした「子どもを見守るステッカー」を公用車に貼り付け、全庁一体となって子どもの見守り活動を行います。

52 「青少年を見守る店^{※8}」への登録推進活動の実施【子)子ども育成部】

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。

53 子どもに係る事件調査【子)子ども育成部】

小中学生を狙った不審者・変質者等の事件の発生状況について調査を行い、結果を関係機関に通知することで、学校・地域における子どもの安全対策に活用します。

54 中学校区青少年健全育成推進会への支援【子)子ども育成部】

青少年の健全育成・非行防止活動の推進を目的として、中学校区青少年健全育成推進会の活動を支援します。

55 札幌市青少年育成委員会への支援【子)子ども育成部】

青少年の健全育成を推進している札幌市青少年育成委員会の活動を支援します。

56 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査【子)子ども育成部】

「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」及び「子供・若者育成支援推進強調月間」を立入調査強化月間とし、有害環境浄化を効果的に推進するため立入調査を実施します。

※8 青少年を見守る店
子どもに温かい気持ちと言葉で接するとともに、酒類やたばこ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

取組名／取組内容

57 札幌市オレンジリボン協力員制度【子】児童相談所

児童虐待の早期発見・早期対応のため、市民や企業等の皆様に地域協力員となっただき、虐待に係る情報提供のご協力をいただいています。

58 児童虐待への対応【子】児童相談所

児童相談所や各区家庭児童相談室、小中学校や保育所、幼稚園などの子どもに関係する機関が連携を図り、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への指導・援助を進めます。

59 スクールガードの配置【教】学校教育部

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

エ <基本施策4>女性の犯罪被害防止の取組の推進

取組名／取組内容

60 女性の犯罪被害防止に向けた連携【市】地域振興部

女性の生活、自立、就労等、女性との関わりの多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなど女性の犯罪被害防止に取り組みます。

61 性暴力相談窓口の設置【市】男女共同参画室

性暴力被害相談窓口（性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH））を北海道と共同で設置し、医療機関と連携した総合的支援を行います。

62 母子保健における児童虐待予防強化事業【子】子育て支援部

予期せぬ妊娠等により、身体的精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援、緊急一時的な居場所確保等について民間団体と連携して実施し、児童虐待の発生予防・早期発見を行います。

63 困難を抱える若年女性支援【子】子ども育成部

暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援※9等を実施します。

※9 アウトリーチ型支援
支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと

オ <基本施策5>高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 **重点テーマ**

取組名／取組内容

64 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進【市）地域振興部】

高齢者に接する機会の多い民生委員や介護支援専門員、老人クラブ、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、家庭訪問などの見守りの中で、犯罪などの未然防止や被害の早期発見に努めます。

65 札幌市消費者被害防止ネットワーク【市）市民生活部】

高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見や救済を図るため、地域に消費生活推進員を配置し、関係機関と連携しながら相談の受付や啓発を行います。

66 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）【環）環境事業部】

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用し、家庭ごみをごみステーションに排出することが困難な方にごみ排出支援を行います。また、希望者には安否確認のため声掛けを行います。

(3) 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

ア <基本施策1>市民自らが行う環境整備の促進

取組名／取組内容

67 (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助【市】地域振興部】

犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施します。

68 防犯カメラの適正な設置運用の促進【市】地域振興部】

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及に努めます。

69 (再掲) 住まいの防犯対策の啓発【市】地域振興部】 新規

一般の住宅等においても周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置することの必要性や住宅の防犯性能を高めるための防犯機器や防犯部品等について、札幌市公式ホームページ等で情報提供します。

70 札幌市商店街地域力向上支援事業(SDGs型)【経】産業振興部】

SDGs(持続可能な開発目標)の実現に寄与する商店街の主体的な地域課題解決のための取組に対する支援を行います。

71 私設街路灯設置等に対する補助【建】土木部】

夜間通行の安全確保のため、町内会や商店街組合等が設置し維持管理する街路灯について、設置費や維持費を助成します。

72 地域の環境美化に対する支援【建】みどりの推進部、各区市民部及び土木部】

街路樹ます等の花植えや除草などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。

73 不適正管理空き家に関する相談体制の整備【都】建築指導部】

犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

イ <基本施策2>犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

取組名／取組内容

74 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金【保】障がい保健福祉部 **新規**

障害児入所施設等を利用する児童の性被害を防止するため、施設に対してプライバシー保護のための設備等の設置費用を補助します。

75 公共空間の安全性の確保・維持【環】環境事業部、建）総務部、土木部、みどりの推進部

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の更新や周囲からの見通し確保など防犯の観点にも配慮した公園や駐輪場の整備を進めます。また、犯罪を誘発する機会を減少させるため、公共空間におけるごみのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

76 地下鉄駅等の安全対策【交】高速電車部

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や女性と子どもの安心車両などの取組を行います。

77 こども110番の駅取組【交】高速電車部

「こども110番の駅」のステッカーを見て、子どもが助けを求めてきた場合に子どもを保護し、子どもに代わって110番通報を行うなどの取組を実施します。

78 地下鉄車内防犯カメラの設置【交】高速電車部 **新規**

車内での犯罪や迷惑行為、マナー違反を未然に防止するため、車内に防犯カメラを設置します。

79 安全・安心な学校施設等の整備【教】生涯学習部

学校施設などの整備に当たっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

ウ <基本施策3> 歓楽街等を対象とした環境改善

取組名／取組内容

80 迷惑行為の防止【市）地域振興部】 レベルアップ

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」及び「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。

81 関係機関や地元関係者との連携【市）地域振興部、中）市民部】

都心部を安全で安心な魅力あるまちとするため、関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。

82 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会【消）予防部】

関係機関が相互に連携を図り、飲食店等の情報共有を図るほか、合同で立入検査を行います。

エ <基本施策4> 暴力団等の排除

取組名／取組内容

83 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進【市）地域振興部】

札幌市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。

84 暴力団排除に関する排除活動への支援【市）地域振興部】

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

85 札幌地区暴力追放センター協議会への支援【市）地域振興部】

あらゆる暴力を追放して明るく平和な札幌市をつくることを目的として活動する札幌地区暴力追放センター協議会の活動を支援します。

86 市営住宅への暴力団員の入居制限【都）市街地整備部】

北海道警察と連携して市営住宅への暴力団員の入居を制限します。

(4) 基本方針4

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する

ア <基本施策1>犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等

取組名／取組内容

87 総合的対応窓口における対応【市）地域振興部】

犯罪被害者等は、犯罪等に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

88 住民基本台帳の閲覧制限等【デ）スマートシティ推進部】

DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の証明発行や閲覧を制限します。

89 市税各種証明書の発行制限【財）税政部】

DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、市税各種証明書の発行を制限します。

90 （再掲）性暴力相談窓口の設置【市）男女共同参画室】

性暴力被害相談窓口（性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH））を北海道と共同で設置し、医療機関と連携した総合的支援を行います。

91 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居【都）市街地整備部】

DV被害者のうち、一定の要件に該当する場合は抽選倍率を優遇します。

92 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用【都）市街地整備部】

DV被害者のうち、一定の要件に該当する場合は市営住宅の一時使用を許可します。

93 選挙人名簿抄本の閲覧制限【選）選挙管理委員会事務局】

DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、選挙人名簿抄本の閲覧を制限します。

イ <基本施策2>犯罪被害者等の経済的負担の軽減

取組名／取組内容

94 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援【市）地域振興部】

レベルアップ

犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶や、自宅の転居、家事関連等の日常生活に生じる支障を補うための負担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成など必要な支援を実施します。

95 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援【市）地域振興部】

犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう、医療費の助成など必要な支援を実施します。

ウ <基本施策3>犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援

取組名／取組内容

96 民間支援団体への支援【市）地域振興部】 新規

犯罪被害者等支援条例の基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、札幌市の具体的な施策に係る情報の提供や、その他必要な支援を行います。

エ <基本施策4>犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発等

取組名／取組内容

97 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発【市）地域振興部】 レベルアップ

犯罪等により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう広報啓発を行います。

98 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発【市）地域振興部】 新規

犯罪等により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、事業者とその従業員が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう広報啓発を行います。

99 犯罪被害者等の支援に関する職員研修の実施【市）地域振興部】

犯罪被害者等の現状を理解し、窓口対応などにおける二次被害の発生を防ぐため、犯罪等に遭い苦しんでいる方や犯罪被害者等への支援に取り組まれている方を講師とする職員研修を実施します。

オ ＜基本施策5＞犯罪被害者等支援に関する意見等の施策への反映

取組名／取組内容

100 (再掲)総合的対応窓口における対応【市】地域振興部】

犯罪被害者等は、犯罪に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要になることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、意見、要望を把握するとともに、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

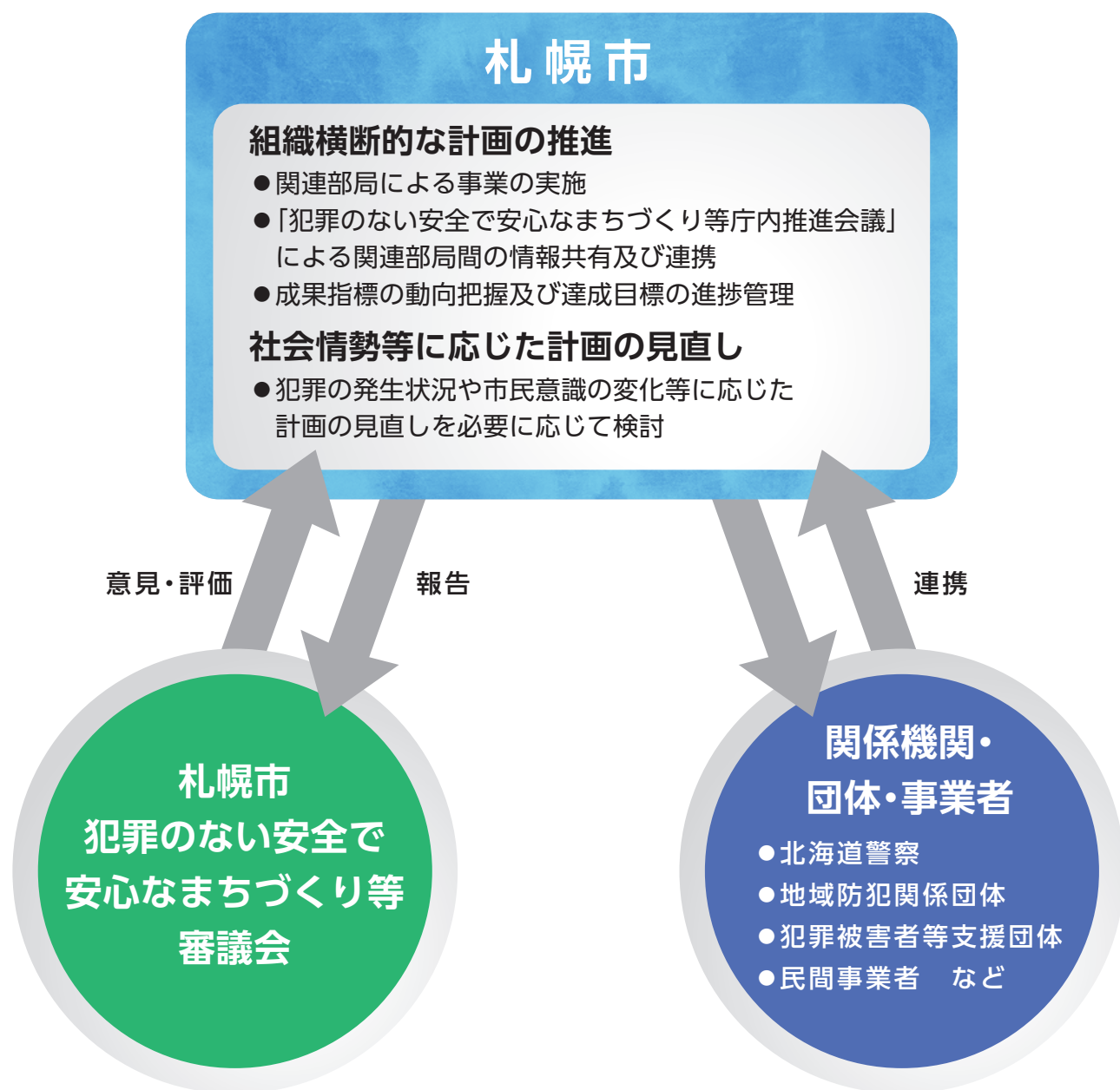
第5章

計画の推進体制

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章－4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。

また、庁内においても、防犯に関連する施策の担当局等で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。

なお、犯罪のない安全で安心なまちづくりや、犯罪被害者等に対する支援に関する施策・取組を実施するにあたっては、関係機関・団体等との連携を図りながら行っていきます。



資料編

資料 1

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

1 委員名簿(令和6年9月5日現在)

(1) 常任委員

	氏 名	所 属
	あいうち ゆうすけ 相内 雄介	公募
	あらき たかのり 荒木 孝則	札幌協力雇用主会連合会 事務局長
	えだもと ゆうこ 枝元 優子	札幌市更生保護女性連合会 会長
◎	かんもと たかよし 神元 隆賢	北海学園大学 教授
	きむら さとみ 木村 里美	北海道CAPをすすめる会 代表
	くりう けんいち 栗生 賢一	厚別南町内会連合会 会長
	くわばら せつこ 桑原 節子	NPO法人 女のスペース・おん 理事
	こばやし じゅんご 小林 順吾	更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長
	ささき のりこ 佐々木 紀子	NPO法人 ゆいネット北海道 センター長代行・理事
	まつうら えいこ 松浦 栄子	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者
	みなかわ さとし 皆川 智司	公募
○	やまざき まさふみ 山崎 正史	(公財)北海道防犯協会連合会 専務理事
	やまもと やすじ 山本 康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
	わたなべ ゆうこ 渡辺 裕子	(公社)札幌消費者協会 会長

(2) 臨時委員

氏 名	所 属
おおしか ゆうたろう 大鹿 祐太郎	札幌弁護士会
かまだ たかみち 鎌田 崇亨	北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 室長
すずき けんじ 鈴木 憲治	札幌国際大学人文学部 教授
まえだ としあき 前田 敏章	北海道交通事故被害者の会 代表

◎:会長 ○:副会長

(五十音順・敬称略)

2 審議経過等

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における本計画の策定にかかる審議経過等は、下表のとおりです。

日 時	主 な 審 議 内 容 等	
令和6年3月21日	令和5年度第2回審議会	・計画策定について諮問
令和6年6月7日	令和6年度第1回審議会	・計画素案の概要について
令和6年7月10日	令和6年度第2回審議会	・計画素案(第1回審議会からの修正点)について
令和6年9月9日	令和6年度第3回審議会	・答申案について
令和6年9月11日	答申	・計画策定について答申

資料2 パブリックコメント

1 実施概要

- (1) 募集期間
令和6年(2024年)11月25日(月)から令和6年(2024年)12月24日(火)まで
- (2) 資料の配布・閲覧場所
札幌市役所本庁舎(13階区政課、2階市政刊行物コーナー)、各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター、札幌市公式ホームページ
- (3) 周知方法
広報さっぽろ12月号、札幌市公式ホームページへの掲載
- (4) 意見の提出方法
送付、FAX、持参、電子メール、札幌市公式ホームページ上のご意見入力フォーム

2 意見募集結果

- (1) 意見提出者数
2人、1団体
- (2) 意見件数
13件
- (3) 提出方法別内訳

提出方法	送付	FAX	持参	電子メール	ホームページ	合計
個人	0	0	0	0	2	2
団体	0	0	0	0	1	1

- (4) 項目別内訳

項目	件数
第1章 計画の策定にあたって	5
第2章 犯罪の現状と課題	1
第3章 計画の構成	0
第4章 計画体系と取組	6
第5章 計画の推進体制	0
その他	1
合計	13

- (5) 結果の公表
札幌市公式ホームページで意見概要及び回答(考え方)を公表

資料3

政令指定都市における刑法犯認知件数

令和5年(2023年)の刑法犯認知件数を犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)で比較すると、札幌市は20政令指定都市中12位に位置しています。

市名	人口 (令和5年 12月1日現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,969,235	5.72	12	11,263	92	1,551	7,628	380	255	1,357
仙台市	1,098,036	5.54	14	6,087	73	431	4,063	605	135	780
さいたま市	1,344,875	6.50	8	8,745	66	724	6,121	520	163	1,151
千葉市	980,208	7.16	6	7,020	59	464	5,253	407	87	750
川崎市	1,545,942	4.95	16	7,645	52	463	5,907	471	111	641
横浜市	3,770,179	4.26	20	16,059	163	1,347	11,162	1,500	304	1,583
相模原市	724,987	5.86	11	4,250	30	216	3,374	153	32	445
新潟市	771,615	5.16	15	3,979	21	340	2,759	278	51	530
静岡市	676,477	4.58	17	3,100	25	381	2,084	160	58	392
浜松市	789,478	4.52	18	3,572	33	411	2,389	201	45	493
名古屋市	2,327,700	8.53	2	19,857	194	1,772	13,282	1,555	198	2,856
京都市	1,442,588	5.62	13	8,104	53	630	5,816	354	159	1,092
大阪市	2,773,417	14.21	1	39,408	399	2,602	29,106	2,144	827	4,330
堺市	811,396	7.61	5	6,173	49	370	4,408	384	119	843
神戸市	1,498,825	8.02	3	12,014	113	1,371	7,119	1,328	283	1,800
岡山市	715,516	6.36	9	4,552	40	373	3,338	199	68	534
広島市	1,184,895	5.98	10	7,080	47	554	4,485	719	129	1,146
北九州市	915,416	6.60	7	6,044	52	762	3,594	443	141	1,052
熊本市	738,098	4.39	19	3,238	37	338	2,221	206	62	374
福岡市	1,644,734	7.71	4	12,681	95	1,101	8,961	675	211	1,638

資料4

関連条例

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市は、安全で安心なまちづくりを計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第12条 安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画及び札幌市犯罪被害者等支援条例(令和7年条例第4号)第6条第1項の計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことがで

きる。

7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利用することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（公の施設に係る措置）

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者に対する支援）

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（暴力団の威力利用の禁止）

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

（利益供与の禁止）

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

(性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為の禁止)

第2条 何人も、市長の指定する区域(以下「指定区域」という。)内の道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公衆が出入りできる場所又は施設(以下「公共の場所」という。)において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は接待飲食等営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項の接待飲食等営業をいう。)、特定遊興飲食店営業(同条第11項の特定遊興飲食店営業をいう。))若しくは酒類提供飲食店営業(同条第13項第4号の酒類提供飲食店営業をいう。))において人に接する役務に従事するように勧誘すること。

(2) 性交若しくは性交類似行為又は自己の性器等(性器、こう門又は乳首をいう。以下同じ。)を見せ、自己若しくは他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(性風俗店等に係る誘引行為の禁止)

第3条 何人も、指定区域内の公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心に応じて人に接する役務又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、若しくは公衆の目に触れるような方法で看板等を掲出して客を誘引してはならない。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(卑わいな広告物の掲示等の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公衆が見やすい屋外の場所(車両等を含む。)又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であって公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載した看板、ポスターその他の物品であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させるものを掲示し、若しくは掲出し、又は配置してはならない。

(罰則)

第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第6条 第2条第2項又は第3条第2項の規定のいずれかに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5条第1項又は前条第1項のいずれかの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者(以下「市民等」という。)が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所(以下「公共の場所」という。)において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 事業者等 本市の区域内において事業(その準備行為を含む。)を行う者(以下「事業者」という。)又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を阻害する客引き行為等を行い、又は行わせないように努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条第1項の規定により市が実施する客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第6条 何人も、禁止区域(市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域として規則で定める区域をいう。)において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項本文の禁止区域及び同項ただし書の規則で定めるものについては、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ適宜見直すものとする。

(禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止)

第7条 事業者は、前条第1項の規定に違反する客引き行為若しくは勧誘行為をした者又は当該客引き行為若しくは勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該客引き行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為
- (2) 当該勧誘行為を受けた者を、当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設(以下「店舗等」という。)で勤務に従事させる行為

(指導)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項又はこの項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(報告及び立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第6条第1項の規定に違反する客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

- 2 市長は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

- 3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者に係る事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができる。

(関係機関等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条(同条第1号にあっては、第7条の規定に違反する行為に係るものを除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の過料を科する。

札幌市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族(当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号アにおいて同じ。)をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 二次被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (9) 再被害 次に掲げる害をいう。
 - ア 犯罪被害者が、加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者の家族又は遺族(イにおいて「犯罪被害者家族等」という。)に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害
 - イ 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者による当該犯罪被害者家族等に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を策定し、実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第6条 市は、犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例(平成21年条例第17号)第12条第1項に規定する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かななければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第9条 市は、基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発等)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、犯罪被害者等支援施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。



SAPP_URO

第4次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画

～地域防犯推進・犯罪被害者等支援～

4th Sapporo City Basic Plan for Creating a Safe and Secure City Free of Crime

令和7年(2025年)3月発行

編集・発行 札幌市市民文化局地域振興部区政課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL:011-211-2252 FAX:011-218-5156
e-mail:kusei@city.sapporo.jp



さっぽろ市
00-Q00-00-0000
R0-0-0000

第4次札幌市犯罪防止安心まちづくり基本計画地域防犯推進・犯罪被害者等札幌市